

	平成18年6月27日付け18経営第1871号
一部改正	平成18年8月7日付け18経営第2814号
一部改正	平成18年12月25日付け18経営第5659号
一部改正	平成19年3月30日付け18経営第7673号
一部改正	平成19年9月27日付け19経営第3917号
全部改正	平成20年2月20日付け19経営第6631号
	農林水産省経営局長通知

品目横断的経営安定対策実施要領（平成18年6月27日付け18経営第1871号農林水産省経営局長通知）の全部を次のとおり改正する。

水田・畑作経営所得安定対策実施要領

目次

- 第1 本対策の趣旨
- 第2 本対策の対象となる農産物
 - 1 対象農産物
 - 2 特定対象農産物
- 第3 本対策の対象となる農業者の要件
 - 1 農業者の属性に関する要件
 - 2 経営規模に関する要件
 - 3 環境との調和に関する要件
 - 4 農地の有効利用に関する要件
 - 5 対象農業者の要件を満たしておく時点
- 第4 本対策への加入
 - 1 加入申請
 - 2 変更の申出
 - 3 提出書類の省略
 - 4 農用地利用集積目標又は農業生産法人化の達成予定日の延期の申請
- 第5 生産条件不利補正交付金
 - 1 過去の生産実績に基づく交付金
 - 2 毎年の生産量・品質に基づく交付金
- 第6 収入減少影響緩和交付金
 - 1 積立金の積立ての申出
 - 2 当年積立額の納付
 - 3 交付申請
- 第7 その他
 - 1 対策加入者の農業経営の承継等
 - 2 交付金の交付手続の早期・集中化
 - 3 関係機関等の連携・協力
 - 4 事務手続の委託等
 - 5 申請書類等の保存期間
 - 6 交付金の返還
 - 7 報告及び検査
 - 8 罰則

附則

- (別紙1) 経営規模に関する要件における特例・特認のガイドライン
- (別紙2) 対象農業者の要件を満たしていることを確認できる書類
- (別紙3) 過去の生産実績に基づく交付金における期間平均生産面積の算出
- (別紙4) 過去の生産実績に基づく交付金における面積単価及び交付金額の算定
- (別紙5) 毎年の生産量・品質に基づく交付金における品質区分別生産量の範囲
- (別紙6) 収入減少影響緩和交付金における積立金の算出
- (別紙7) 収入減少影響緩和交付金における生産実績数量の範囲
- (別紙8) 収入減少影響緩和交付金における単位面積当たり標準的収入額等の算出
- (別紙9) 収入減少影響緩和交付金における交付金額の算定
- (別紙10) 収入減少影響緩和交付金における積立金管理者

(本則関係)

- 様式第1号「水田・畑作経営所得安定対策加入申請書」
- 様式第2号「農業生産法人化及び農用地利用集積目標の達成に向けた取組状況報告書」
- 様式第3号「農業生産法人化又は農用地利用集積目標の達成予定日の延期に関する承認申請書」
- 様式第4号「過去の生産実績に基づく交付金の交付申請書」
- 様式第5号「過去の生産実績に基づく交付金の期間平均生産面積計算書」
- 様式第6号「過去の生産実績に基づく交付金の期間平均生産面積登録書（当年度移動）」
- 様式第7号「過去の生産実績に基づく交付金の期間平均生産面積登録書（基準期間内移動）」
- 様式第8号「毎年の生産量・品質に基づく交付金の交付申請書」
- 様式第9号「収入減少影響緩和交付金の積立申出書」
- 様式第10号「収入減少影響緩和交付金の交付申請書」
- 様式第11号「対策加入者の農業経営の承継等に関する申出書」
- 様式第12号「委任状」

(別紙1関係)

- 様式第13号「所得に応じた特例における農業所得額の特例の申請書」
- 様式第14号「物理的制約に応じた特例及び生産調整組織に対する特例の申請書」
- 様式第15号「2005年農林業センサス（農山村地域調査）結果を使用することが困難である旨の理由書」
- 様式第16号「2005年農林業センサス（農山村地域調査）結果による合計面積と農地基本台帳の積上げによる合計面積の比較表」
- 様式第17号「市町村特認申請書」
- 様式第18号「市町村特認における意見書」

(別紙2関係)

- 様式第19号「農業生産法人化等計画書」
- 様式第20号「環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート」

(別紙3関係)

- 様式第21号「過去の生産実績に基づく交付金の期間内生産量登録書」
- 様式第22号「災害等による特定対象農産物の生産量の算定除外の申出書」

(別紙 4 関係)

(別紙 5 関係)

様式第23号「産地品種銘柄に相当すると認められる大豆品種に関する申請書」

(別紙 6 関係)

様式第24号「収入減少影響緩和交付金の積立金返納状況報告書」

様式第25号「収入減少影響緩和交付金の積立金返納申出書」

(別紙 7 関係)

(別紙 8 関係)

(別紙 9 関係)

様式第26号「収入減少影響緩和交付金に係る地域等区分申請書」

様式第27号「収入減少影響緩和交付金に係る地域等区分データ報告書」

(別紙10関係)

様式第28号「収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理者指定申請書」

様式第29号「収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理者報告書」

様式第30号「収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理者報告書変更届」

様式第31号「収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理状況報告書」

様式第32号「収入減少影響緩和交付金に係る積立金残高報告書」

第1 本対策の趣旨

我が国の農業、特に、米、麦、大豆等の土地利用型農業においては、農業従事者の減少・高齢化等により、生産構造のぜい弱化が進行する中で、土地利用型農業の体質強化を加速化し、担い手の創意工夫の発揮とニーズに応えた生産を促進して、食料の安定供給を図ることが、最大の課題となっている。

また、我が国の農業政策体系について、今後も安定的・継続的な運用を確保するためには、WTOにおける国際規律にも対応し得るものに移行させることが必要である。

このような状況に対応するため、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号。以下「法」という。）が制定され、土地利用型農業（水田・畑作）における米、麦、大豆等の5品目を対象とし、その担い手の経営及び所得の安定を図る対策として、我が国における生産条件と外国における生産条件の格差から生ずる不利を補正するための交付金（以下「生産条件不利補正交付金」という。）及び農業収入の減少がその農業経営に及ぼす影響を緩和するための交付金（以下「収入減少影響緩和交付金」という。）の交付に係る対策（水田・畑作経営所得安定対策（品目横断的経営安定対策）。以下「本対策」という。）を実施することとした。

本対策の実施に係る手続等については、法等に定めるところによるほか、本実施要領に定めるところにより行うこととする。

第2 本対策の対象となる農産物

1 対象農産物

本対策の対象となる農産物（以下「対象農産物」という。）は、国民に対する熱量の供給を図る上で特に重要であり、かつ、他の農産物と組み合わせた生産が広く行われているものとして、米穀、麦（小麦、二条大麦、六条大麦及びはだか麦をいう。以下同じ。）、大豆、てん菜及びでん粉の製造の用に供するばれいしょ（以下「でん粉原料用ばれいしょ」という。）の5品目とする。

2 特定対象農産物

対象農産物のうち、生産条件不利補正交付金の対象となる農産物（以下「特定対象農産物」という。）は、国境措置の水準等により生産条件格差が顕在化している、麦、大豆、てん菜及びでん粉原料用ばれいしょの4品目とする。

第3 本対策の対象となる農業者の要件

本対策の対象となる農業者（以下「対象農業者」という。）は、将来的に効率

的かつ安定的な農業経営となり、他産業並みの所得を確保し得る農業経営に発展していく努力を促す観点から、次の1から4までのすべての要件を満たす者とする。

1 農業者の属性に関する要件

次の(1)又は(2)に該当する者であることが必要である。

(1) 認定農業者

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第12条第1項の規定に基づき農業経営改善計画の認定を受けた者又は基盤強化法第23条第7項に規定する特定農用地利用規程で定められた同条第4項に規定する特定農業法人（以下「特定農業法人」という。）

(2) 集落営農組織

基盤強化法第23条第7項に規定する特定農用地利用規程で定められた同条第4項に規定する特定農業団体（以下「特定農業団体」という。）又は次のアからエまでのすべての要件を満たす委託を受けて農作業を行う組織（法人を除く。）

ア 農用地利用集積目標が定められていること

地域における農用地の利用集積に関する目標であって次の(ア)から(ウ)までのすべての事項が記載されたもの（以下「農用地利用集積目標」という。）を有しており、かつ、その達成が確実であると見込まれること。

(ア) 利用集積の対象区域

その組織が主として農作業を行う区域の市町村が、基盤強化法第6条第1項の規定に基づき策定した基本構想（以下「基本構想」という。）において、農用地利用改善事業（基盤強化法第4条第3項第3号に規定するものをいう。）の実施の単位として適当であると認めた区域に相当する区域（以下「適合区域」という。）とする。

(イ) 利用集積の目標面積

適合区域における農用地の面積の3分の2以上の面積とする。

ただし、その組織が適合区域における生産調整面積の過半を受託しており、生産調整率の関係から経営規模の拡大が困難な場合には、当分の間、適合区域における農用地の面積の2分の1以上の面積とする。

なお、利用集積の面積に算入することができる面積は、その組織が、

- ① 水稻については、耕起・代かき、田植及び稲刈り・脱穀
- ② 麦及び大豆については、耕起・整地、は種及び収穫
- ③ その他の農産物については、①及び②に準ずる農作業

（以下「基幹三作業」という。）を受託している農用地の面積とする。

また、その農用地において、受託した基幹三作業の一部を他の者に再委

託することが、その組織の効率的な経営に明らかに資するものであるときは、その受託した基幹三作業のうちいずれか一つの作業を再委託することができるものとする。

(ウ) 目標面積の達成予定日

生産条件不利補正交付金又は収入減少影響緩和交付金（以下「交付金」という。）の交付を受けようとして最初に加入申請をした際に地方農政事務所長（地方農政局が所在する府県にあつては地方農政局長、北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長。以下「地方農政事務所長等」という。）に提出した農用地利用集積目標の作成日から起算して5年以内の日とする。

ただし、その日から5年を超えない範囲内でその達成予定日を延期することについて、地方農政事務所長等の承認を得たときは、その延期された日とする。

なお、農用地利用集積目標に向けた取組を行い、目標面積に向けて努力してきたものの、その達成予定日までに達成できなかったとしても、そのことのみをもって、それまでに受領した交付金の返還を求められるものではない。

イ 農業生産法人化計画が定められていること

その組織の構成員を主たる組合員、株主又は社員とする農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第7項に規定する農業生産法人という。以下同じ。）となることに関する計画であつて次の(ア)から(エ)までのすべての事項が記載されたもの（以下「農業生産法人化計画」という。）を有しており、かつ、その達成が確実と見込まれること。

(ア) 農業生産法人化に向けた取組内容

その組織が農業生産法人となるために実施を予定する事項及びその概ねの実施予定時期を記載する。

(イ) 農業生産法人化の達成予定日

交付金の交付を受けようとして最初に加入申請をした際に地方農政事務所長等に提出した農業生産法人化計画の作成日から起算して5年以内の日とする。

ただし、その日から5年を超えない範囲内でその達成予定日を延期することについて、地方農政事務所長等の承認を得たときは、その延期された日とする。

なお、農業生産法人化計画に沿った取組を行い、農業生産法人化に向けて努力してきたものの、その達成予定日までに達成できなかったとしても、そのことのみをもって、それまでに受領した交付金の返還を求められるものではない。

(ウ) その組織の主たる従事者が目標とする農業所得の額

基本構想において農業経営基盤の強化の促進に関する目標として定められた農業所得の額（以下「基本構想農業所得額」という。）と同等以上の水準とする。

なお、主たる従事者については、その氏名を併せて記載するものとするが、主たる従事者が決定していない場合においては、氏名に代えてその人数を記載するとともに、目標とする農業所得の額として基本構想農業所得額を記載することができるものとする。

(エ) その組織が目標とする農業経営の規模、生産方式その他の農業経営の指標

基本構想において定められた効率的かつ安定的な農業経営の指標と整合するものとする。

ウ 定款又は規約が定められていること

その記載事項として、

(ア) 目的

(イ) 構成員たる資格

(ロ) 構成員の加入及び脱退に関する事項

(ハ) 代表者に関する事項

(ニ) 総会の議決事項

(ホ) 総会の議決方法

(ヘ) 農用地の利用及び管理に関すること

(セ) 農業用機械及び農業用施設の利用及び管理に関すること

のすべての事項が記載されており、かつ、これらの記載事項の内容が、

(ケ) 構成員の加入及び脱退について不当な制約がないこと

(コ) 代表者についてその選任手続を明らかにしていること

(ク) 総会の議決事項について定款又は規約の変更その他の重要事項が議決事項とされていること

(ク) 総会の議決方法について構成員の参加を不当に差別していないこと

のすべての基準に適合するものであることとする。

エ 共同販売に係る経理（以下「共同販売経理」という。）を行っていること

その組織が行う耕作に要する費用をすべての構成員が共同して負担しており、かつ、その組織が販売した農産物に係る利益をすべての構成員に対し配分していることとする。

具体的には、その組織の代表者名義の口座を設け、農産物の販売名義をその組織名義とし、農産物の販売収入をその口座に入金し、その利益の全部又は一部をすべての構成員に対し配分していることが必要である。

なお、その組織の費用負担については、その組織の取決めによることとな

るが、組織の構成員が共同で農業経営を行う実態が存在せず、形式的に組織の代表者名義の口座を設け、販売収入のすべてを構成員に対し配分しているような場合には、共同販売経理を行っているとは認められない。

2 経営規模に関する要件

構造改革が遅れている土地利用型農業において経営規模の拡大による体質強化を促進する観点から、対象農業者は、一定の経営規模を有していることが必要である。

(1) 原則

田又は畑（農地基本台帳の現況地目が「田」又は「畑」であるもの（河川法（昭和39年法律第167号）第24条の規定による同条に規定する河川区域内の土地の占用の許可に係る土地であって、田又は畑のために使用されているものを含む。）をいう。以下同じ。）について、一定規模以上の経営面積を有していることが必要である。

ア 一定規模以上とは、次の(ア)又は(イ)の規模とする。

(ア) 認定農業者

- ① 北海道にあつては、10ha以上
- ② 都府県にあつては、4ha以上

(イ) 集落営農組織

20ha以上

イ 経営面積に算入することができる田又は畑の面積は、次の(ア)又は(イ)の面積とする。

(ア) その者（集落営農組織にあつてはその構成員。①において同じ。）が所有権又は使用収益権（以下「使用収益権等」と総称する。）を有している田又は畑の面積

ただし、

- ① その者が所有権を有している田又は畑であっても、他の者に対して使用収益権が年間を通じて設定されている田又は畑の面積
- ② 集落営農組織にあつては、共同販売経理の対象となっていない田又は畑の面積

を除く。

(イ) その者（集落営農組織にあつてはその組織）が委託を受けて農作業を行うことを約した契約であつて次の①から③までのすべての事項を約したものの（以下「農作業委託契約」という。）に基づき、他の者（集落営農組織にあつてはその構成員以外の者。以下同じ。）から農作業の委託を受けた田又は畑の面積

- ① 受託者が基幹三作業を受託し、受託者自ら当該作業を行うこと

② その受託により生産した農産物を当該受託者の名義により販売すること

③ その販売による収入の程度に応じ当該収入を農作業及び販売の受託の対価として充当すること

ウ イの田又は畑の面積に関し、

(ア) 二毛作（生産及び販売を伴うものに限る。以下同じ。）が行われている田又は畑については、表作と裏作を異なる者が行っている場合に限り、その面積をそれぞれの者の経営面積に算入することができるものとする。

(イ) 受託した基幹三作業のうちいずれか一つの作業を他の者に再委託することが、その受託した者の効率的な経営に明らかに資するものであるときは、その再委託する作業に係る面積を経営面積に算入することができるものとする。

エ イの(ア)の田又は畑の面積であっても、

(ア) 使用収益権等を有している者が農作業委託契約に基づき他の者に対して農作業の委託をした場合であって、かつ、

(イ) 当該農作業委託契約における受託者がイの(イ)の田又は畑の面積として経営面積に算入し、かつ、

(ウ) その委託をした者が当該農作業を委託した年において、当該農作業委託契約を締結した田又は畑に係る農産物の生産及び販売を行っていない部分の面積については、当該委託をした者の経営面積に算入することはできないものとする。

(2) 特例

(1)の原則を満たすことができない場合に対応するため、次の特例を設けている。

なお、特例の詳細は「経営規模に関する要件における特例・特認のガイドライン」（別紙1）の第1から第3までに定めるところによる。

ア 所得に応じた特例

対象農産物と野菜、果樹、畜産等との複合経営や有機米の栽培等により相当水準以上の所得を確保している者については、農業所得で見れば原則に定める経営面積を有する者と遜色のない経営であるため、実態に応じた特例を設けて本対策への加入を認めることとする。

具体的には、農業所得が基本構想農業所得額の2分の1を超え、対象農産物の収入、所得又は経営規模のいずれかが全体の収入、所得又は経営規模の概ね3分の1（27%）以上であることが必要である。

イ 物理的制約に応じた特例

地域の集落の面積が平均集落の面積よりも小さい等の物理的制約から、経

営規模の拡大が困難な者については、実態に応じた特例を設けて本対策への加入を認めることとする。

具体的には、市町村等の一集落当たりの田及び畑の平均面積と全国の一集落当たりの田及び畑の平均面積の比率等に応じて、市町村等ごとに算出した面積（(1)の原則を緩和した面積）以上の面積を有していることが必要である。

ウ 生産調整組織に対する特例

麦・大豆等の米穀以外の農産物の生産を主として行うことにより生産調整を実施する組織については、地域の生産調整を実施している面積が小さいことにより、経営規模の拡大が困難な場合があるため、実態に応じた特例を設けて本対策への加入を認めることとする。

具体的には、地域の生産調整面積の過半を受託し、かつ、生産調整率等に応じて、市町村ごとに算出した面積（(1)の原則を緩和した面積）以上の面積を有していることが必要である。

(3) 市町村特認

(2)の特例の対象とならない者であっても、地域農業の担い手として周囲からも認められ、熱意を持って営農に取り組む認定農業者又は集落営農組織であって、市町村が本対策への加入が相当であると認めるものについては、市町村の意見を踏まえた国の認定を通じて、本対策への加入を認めるものとする。

なお、特認の詳細は「経営規模に関する要件における特例・特認のガイドライン」（別紙1）の第4に定めるところによる。

3 環境との調和に関する要件

本対策は、農業自体の生産活動を長期的に持続させることを前提として、担い手の経営の安定を図ることにより、食料の安定供給を確保しようとするものであることから、対象農業者は、環境と調和のとれた農業生産の基準を遵守していることが必要である。

具体的には、農薬及び廃棄物に関する法令の遵守に関する事項、たい肥その他の有機質資材及び肥料の施用に関する事項、有害動植物の防除に関する事項その他の事項の実施状況について、本対策に加入申請した者自らが点検を行っていることとする。

4 農地の有効利用に関する要件

本対策は、農業の基礎的な生産基盤である農地を有効に利用することを前提として、担い手の経営の安定を図ることにより、食料の安定供給を確保しようとするものであることから、対象農業者は、その耕作の業務の対象となる農地のうち

に、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地がないことが必要である。

なお、

- (1) 耕作の業務の対象となる農地とは、2の(1)のイにより経営面積に算入することができる田又は畑とする。
- (2) 耕作の目的に供されないと見込まれる農地とは、次のア又はイの農地とする。
 - ア 基盤強化法第27条の2第1項の規定による特定遊休農地である旨の通知を受け、かつ、次の(ア)又は(イ)に該当する農地
 - (ア) 同条第2項の規定に違反して、当該通知があった日から起算して6週間以内に市町村長に当該通知に係る特定遊休農地の農業上の利用に関する計画の届出をしなかった場合における当該通知に係る農地
 - (イ) 虚偽の届出をした場合における当該通知に係る農地
 - イ 基盤強化法第27条の3第1項の規定による特定遊休農地の農業上の利用の増進を図るために必要な措置を講ずべき旨の勧告を受け、かつ、当該勧告に従わないため、同条第2項の利用権の設定等に関する協議を行う旨の通知があった場合における当該勧告に係る農地

5 対象農業者の要件を満たしておく時点

1の農業者の属性に関する要件、2の経営規模に関する要件及び3の環境との調和に関する要件は、原則として第4の1の(1)の加入申請をした時点において満たしておくこととし、4の農地の有効利用に関する要件は、最も早く交付金の交付申請をした時点において満たしておくこととする。

第4 本対策への加入

1 加入申請

- (1) 農業者は、交付金の交付を受けようとするときは、当年の4月1日から6月30日までの間（以下「加入申請期間」という。）に、「水田・畑作経営所得安定対策加入申請書」（様式第1号。以下「加入申請書」という。）に、「対象農業者の要件を満たしていることを確認できる書類」（別紙2（第4を除く。））に定める書類を添付し、地方農政事務所長等に提出して、本対策への加入申請をするものとする。

この場合において、(3)により対策加入者となった者は、水田農業構造改革対策実施要領（平成16年4月1日付け15生産第8000号農林水産省総合食料局長、生産局長、経営局長通知）第5の1に規定する稲作構造改革促進交付金の交付を受けることができない。

- (2) 集落営農組織は、最初に加入申請をした年の翌年以降に加入申請をする場合には、「農業生産法人化及び農用地利用集積目標の達成に向けた取組状況報告書」（様式第2号）を併せて提出するものとする。
- (3) 地方農政事務所長等は、(1)及び(2)により提出された書類の内容を確認し、その内容が適当と認められる場合は、当該申請者に対策加入者管理コードを付与し、当該管理コードを付与された者（以下「対策加入者」という。）に対し、その旨を通知するとともに、当該対策加入者に係る加入申請書の写し及び当該対策加入者が交付金の交付申請をする際に必要となる書類を併せて送付するものとする。

2 変更の申出

対策加入者は、1により提出した書類の内容に変更があったときは、速やかに、地方農政事務所長等に申し出るものとする。

この場合において、地方農政事務所長等は、当該対策加入者の同意を得て、当該対策加入者に代わって当該書類を補正することができるものとする。

3 提出書類の省略

対策加入者は、最初に加入申請をした年の翌年以降に加入申請をする場合において、既に提出した「対象農業者の要件を満たしていることを確認できる書類」（別紙2（第2の2の(1)及び(3)、第3並びに第4を除く。))に定める書類の内容に変更がないとき（基準となる経営面積以上の部分に係る田又は畑の面積の増減等、対象農業者の要件を満たしていることの確認に影響を及ぼさない変更があるときを含む。）は、その書類の提出を省略することができる。

4 農用地利用集積目標又は農業生産法人化の達成予定日の延期の申請

- (1) 集落営農組織（特定農業団体を除く。）は、農用地利用集積目標に向けた取組又は農業生産法人化計画に沿った取組を行ったにもかかわらず、目標面積又は農業生産法人化の達成予定日までの達成が見込まれないときは、当該達成予定日の1年前から当該達成予定日の前日までの間に、「農業生産法人化又は農用地利用集積目標の達成予定日の延期に関する承認申請書」（様式第3号）を地方農政事務所長等に提出し、当該達成予定日の延期の申請をすることができる。
- (2) 地方農政事務所長等は、提出された書類を審査し、その内容が適当と認められる場合は、これを承認し、当該申請者に対し、その旨を通知するものとする。

第5 生産条件不利補正交付金

生産条件不利補正交付金は、我が国における生産条件と外国における生産条件の格差から生ずる不利のため、標準的な生産費と標準的な販売収入額との差額が顕在化している特定対象農産物について、その差額を「過去の生産実績に基づく交付金」と「毎年の生産量・品質に基づく交付金」の交付により補てんするものである。

1 過去の生産実績に基づく交付金

過去の生産実績に基づく交付金は、平成16年産から平成18年産までにおける特定対象農産物の生産実績（過去の生産実績）を対象として、特定対象農産物ごと及び市町村ごとに設定された単価（面積単価）に基づき交付するものである。

(1) 交付申請

対策加入者は、過去の生産実績に基づく交付金の交付を受けようとするときは、当年の4月1日から9月30日までの間に、(2)の期間平均生産面積を記載した「過去の生産実績に基づく交付金の交付申請書」（様式第4号）に、その年の交付金額の算定根拠となる「過去の生産実績に基づく交付金の期間平均生産面積計算書」（様式第5号。以下「期間面積計算書」という。）を添付し、地方農政事務所長等に提出して、当該交付金の交付申請をするものとする。

この場合において、(4)、(5)又は(7)により期間平均生産面積を移動したときは、併せて(9)のAの手続を行うものとする。

(2) 期間平均生産面積

期間面積計算書に記載する特定対象農産物の種類ごとの期間平均生産面積は、「過去の生産実績に基づく交付金における期間平均生産面積の算出」（別紙3）により算出された面積とする。

(3) 交付決定及び交付金の交付

地方農政局長、北海道農政事務所長及び沖縄総合事務局長（以下「地方農政局長等」という。）は、(1)により提出された交付申請書及び期間面積計算書等を審査し、その内容が適当と認められる場合は、「過去の生産実績に基づく交付金における面積単価及び交付金額の算定」（別紙4）により算定された交付金額をもって交付決定を行い、当該申請者に対し、その旨及び交付金額の算定内容を通知した上で、過去の生産実績に基づく交付金を交付するものとする。

(4) 期間平均生産面積の移動

期間平均生産面積は、平成16年産から平成18年産までに特定対象農産物を生産した者に帰属して算出されるものであるが、担い手への農地の集積、後継者

等への農業経営の承継等の経営状況の変化があった場合には、期間平均生産面積の保有についてもそれに適切に対応し得るものとする必要がある。

このため、平成16年度以降において、田又は畑について使用収益権等の移転、農作業委託契約の締結等により経営面積を移動したときは、その経営面積の移動に応じて期間平均生産面積を移動することができるものとする。

ただし、移動により集積された期間平均生産面積を根拠として算定される過去の生産実績に基づく交付金の交付金額が、生産条件の格差から生じる不利を補正する範囲を超えることのないよう、期間平均生産面積の移動面積は、次により算定をする。

ア 移動面積の算定

期間平均生産面積の移動面積は、期間平均生産面積を保有する者（以下「面積保有者」という。）とその相手方との間の合意により、使用収益権等の移転、農作業委託契約の締結等に係る経営面積の移動面積を上限として、任意で定めることができる。

ただし、面積保有者に係る移動前の期間平均生産面積が移動前の経営面積を超える場合にあっては、次の算式により算出された面積を上限とする。

$$\left[\frac{\text{移動前の期間平均生産面積}}{\text{移動前の経営面積}} \right] \times \left[\text{使用収益権等の移転、農作業委託契約の締結等に係る経営面積の移動面積} \right]$$

イ 経営面積のすべてを移動する場合の移動面積の算定

面積保有者が、その経営面積のすべてを移動する場合には、当該面積保有者に係る期間平均生産面積のすべてを移動することができるものとする。

また、面積保有者が、その経営面積のすべてを移動した後に再び農業経営を行わないことが確実と認められる場合には、当該面積保有者に係る期間平均生産面積のすべてを移動したものとして取り扱うものとする。

その際、再び農業経営を行わないことが確実と認められることの確認に当たっては、地方農政事務所長等は、第7の1の(4)により提出された対策加入者の農業経営の承継等に係る書類の内容を確認し、又は当該面積保有者及び関係する市町村、農業委員会、農業協同組合又は集荷業者等の関係機関に対し照会するものとする。

ウ 二毛作が行われている場合の経営面積の移動面積の算定

二毛作が行われている場合には、使用収益権等の移転、農作業委託契約の締結等に係る経営面積の移動面積は、当該二毛作の表作と裏作に係る面積を合算したものであるものとする。

(5) 経営面積を縮小した場合の期間平均生産面積の算定

面積保有者が、平成19年度以降において、田又は畑について使用収益権等の移転、農作業委託契約の解除等、田及び畑以外のものへの変更等により経営面積を縮小したときは、保有している期間平均生産面積による過去の生産実績に基づく交付金の交付金額が、生産条件の格差から生じる不利を補正する範囲を超えることのないよう、当該面積保有者の期間平均生産面積は、次の算式により算出された面積を上限とする。

$$\left[\frac{\text{縮小前の期間平均生産面積}}{\text{縮小前の経営面積}} \right]^{(注)} \times \left[\text{縮小後の経営面積} \right]$$

(注) この割合が1を下回る場合にあっては、1とする。

また、この算式により算出された面積が当該面積保有者の期間平均生産面積となる場合には、当該面積保有者に係る特定対象農産物の種類ごとの期間平均生産面積の比率は、縮小前の期間平均生産面積から、合意に基づき相手方へ移動した期間平均生産面積を控除した後の特定対象農産物の種類ごとの期間平均生産面積の比率と同じとする。

なお、面積保有者が、公共事業の用として、田又は畑について田及び畑以外のものへ変更したことにより経営面積を縮小した場合において、代替の田又は畑について使用収益権等の移転等により経営面積を回復したときは、当該移転等により経営面積を回復する前にあっては、この算式により当該面積保有者の期間平均生産面積を算出するものとし、当該移転等により経営面積を回復した後において、次の算式により当該面積保有者の期間平均生産面積を算出するものとする。

$$\left[\frac{\text{縮小前の期間平均生産面積} + \text{経営面積の回復に伴い移動する期間平均生産面積}}{\text{縮小前の経営面積} + \text{経営面積の回復面積}} \right]^{(注)} \times \left[\text{縮小後の経営面積} + \text{経営面積の回復面積} \right]$$

(注) この割合が1を下回る場合にあっては、1とする。

(6) 面積保有者が組織の構成員等である場合の期間平均生産面積の算定

ア 認定農業者（法人に限る。）又は集落営農組織に係る期間平均生産面積は、当該組織の構成員である面積保有者の期間平均生産面積を合算したものとすることができるものとする。

この場合において、当該面積保有者が当該組織を脱退するときは、当該組

織の期間平均生産面積から当該面積保有者の期間平均生産面積を控除するものとする。

また、当該面積保有者の期間平均生産面積を合算し、又は控除する場合における当該組織の期間平均生産面積は、当該組織の名簿に基づき算定するものとする。

イ 複数の面積保有者と農作業委託契約を隔年ごとに締結してブロックローテーションを行う場合には、当該契約に基づき農作業を行う者の期間平均生産面積は、当該契約を締結する面積保有者の期間平均生産面積を合算したものとすることができるものとする。

この場合において、当該契約が終了するときは、当該組織の期間平均生産面積から当該面積保有者の期間平均生産面積を控除するものとする。

また、当該面積保有者の期間平均生産面積を合算し、又は控除する場合における当該農作業を行う者の期間平均生産面積は、当該ブロックローテーションの実施の範囲及び参加者等を明記した書類に基づき算定するものとする。

ウ ア又はイによりその組織の期間平均生産面積として合算した面積保有者の期間平均生産面積を、当該組織の名義に係るものとするときは、(4)により期間平均生産面積を移動するものとする。

この場合において、当該面積保有者が当該組織を脱退するときは、(4)により、当該組織の名義に係る期間平均生産面積から当該面積保有者の期間平均生産面積を移動するものとする。

(7) 農地保有合理化事業により使用収益権等の取得等が行われた場合の移動面積の算定

農地保有合理化事業（基盤強化法第4条第2項に規定するものをいう。）により使用収益権等の移転等が行われた場合の期間平均生産面積は、経営面積を移動する面積保有者及び農地保有合理化法人（基盤強化法第4条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）の間並びに農地保有合理化法人及び経営面積の移動の相手方の間において、(4)及び(5)に準じて、期間平均生産面積を移動することができるものとする。

この場合において、期間平均生産面積の移動面積は、当該面積保有者とその相手方との間の合意により、任意で定めることができるものとする。

(8) 期間平均生産面積の移動等に際して問題が発生した場合の調整

(4)から(7)までによる期間平均生産面積の移動等に際し、当該移動の当事者間で問題が生じた場合において、そのいずれかから申出があったときは、地方農政事務所長等が調整を行うことができるものとする。

この場合、調整を行う地方農政事務所長等は、当事者双方の意見のほか、必要に応じて市町村、農業委員会、地域担い手育成総合支援協議会、農業協同組合又は集荷業者等の関係機関の意見を聴取し、当事者の農業経営改善計画、農業生産法人化計画等との整合を図りつつ、当事者に調整案を提示し、当事者間の合意を促すよう努めるものとする。

(9) 期間平均生産面積の移動の登録

ア 面積保有者は、平成19年度以降に生じた経営面積の移動に応じて、(4)、(5)又は(7)により期間平均生産面積を移動したときは、「過去の生産実績に基づく交付金の期間平均生産面積登録書（当年度移動）」（様式第6号）に、当該移動に係る使用収益権等の移転等を確認できる書類又は農作業委託契約書の写し、関係者間の合意書及び移動後の経営面積を確認できる書類を添付し、毎年の9月30日までに、地方農政事務所長等に提出して、その登録申請をすることができる。

イ 面積保有者は、平成16年度から平成18年度までに生じた経営面積の移動に応じて、(4)又は(7)により期間平均生産面積を移動した場合において、当該移動後の期間平均生産面積に基づき、過去の生産実績に基づく交付金の交付申請をするときは、「過去の生産実績に基づく交付金の期間平均生産面積登録書（基準期間内移動）」（様式第7号）に、当該移動に係る使用収益権等の移転等を確認できる書類又は農作業委託契約書の写し、関係者間の合意書及び移動後の経営面積を確認できる書類を添付し、当該交付申請をする年の6月30日までに、地方農政事務所長等に提出して、その登録申請をするものとする。

ウ 地方農政事務所長等は、ア又はイにより提出された書類の内容を確認し、その内容が適当と認められる場合は、当該面積保有者に係る期間平均生産面積の移動を登録し、当該面積保有者に対しその旨を通知するものとする。

2 毎年の生産量・品質に基づく交付金

毎年の生産量・品質に基づく交付金は、当年における特定対象農産物の生産実績（毎年の生産量・品質）を対象として、特定対象農産物ごとに全国一律に設定された単価（数量単価）に基づき交付するものである。

(1) 交付申請

対策加入者は、毎年の生産量・品質に基づく交付金の交付を受けようとするときは、当年における(2)の品質区分別生産量が確定した後、翌年の3月5日までに、当該品質区分別生産量を記載した「毎年の生産量・品質に基づく交付金の交付申請書」（様式第8号）に、「毎年の生産量・品質に基づく交付金における品質区分別生産量の範囲」（別紙5）の2に定める確認書類を添付し、地方農政事務

所長等に提出して、当該交付金の交付申請をするものとする。

この場合において、当該交付金の交付申請は、特定対象農産物ごとに分割してすることができるものとする。

なお、(2)の品質区分別生産量が確定していない特定対象農産物があり、翌年の3月5日までに交付申請をすることができない場合は、その年の3月31日までに当該品質区分別生産量が確定した場合に限り、4月1日以降に当該交付申請をすることができるものとする。

(2) 品質区分別生産量

交付申請書に記載する当年産の特定対象農産物の種類ごとの品質区分別の生産量は、「毎年の生産量・品質に基づく交付金における品質区分別生産量の範囲」(別紙5)の1に定める数量とする。

(3) 品質区分別数量単価

ア 品質区分別数量単価の設定

品質区分別の数量単価は、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴いた上で、特定対象農産物ごとに全国一律に定めるものとする。

イ 品質区分の設定

品質区分は、特定対象農産物ごとに次に定めるとおりとする。

(ア) 麦

たんぱく質の含有率その他の事項を考慮して、1等のA区分、1等のB区分、1等のC区分及び1等のD区分並びに2等のA区分、2等のB区分、2等のC区分及び2等のD区分とする。

なお、「1等」及び「2等」、「A区分」から「D区分」までについては、平成18年8月7日農林水産省告示第1110号（以下「規格告示」という。）の備考1から5までに基づくものとする。

(イ) 大豆

整粒の割合その他の事項を考慮して、普通銘柄大豆の1等、普通銘柄大豆の2等、普通銘柄大豆の3等及び特定加工用銘柄大豆の合格並びに普通非銘柄大豆の1等、普通非銘柄大豆の2等及び普通非銘柄大豆の3等とする。

なお、「1等」、「2等」、「3等」及び「合格」については、規格告示の備考1に基づくものとする。

(ウ) てん菜

糖度が13.5度以上のものについて適用される0.1度ごとの区分とする。

(エ) でん粉原料用ばれいしょ

でん粉の含有率その他の事項を考慮して、でん粉の含有率（ライマン価検査の値を純でん粉ベースに補正したもの）0.1%ごとの区分とする。

ウ 品質区分の検査方法

イの品質区分の検査方法は、特定対象農産物ごとに次に定めるとおりとする。

(ア) 麦

登録検査機関（農産物検査法（昭和26年法律第144号。以下「検査法」という。）第17条第2項の規定により農林水産大臣の登録を受けた法人をいう。以下同じ。）が実施する検査法第6条に規定する品位等検査（以下「麦品位等検査」という。）及び農林水産省総合食料局長が別に定める方法に基づき品質評価主体が実施する品質評価

(イ) 大豆

登録検査機関が実施する検査法第9条に規定する品位等検査（以下「大豆品位等検査」という。）

(ウ) てん菜

農林水産省生産局長が別に定める方法に基づき国内産糖製造事業者が実施する糖度検査

(エ) でん粉原料用ばれいしょ

農林水産省生産局長が別に定める方法に基づきでん粉製造事業者（でん粉原料用ばれいしょ生産者がでん粉の製造の委託を行った場合にあっては、当該委託を受けた者）が実施するライマン価検査に基づくでん粉の含有率の特定

(4) 交付決定及び交付金の交付

地方農政局長等は、(1)により提出された交付申請書及び別紙5の2に定める確認書類等を審査し、その内容が適当と認められる場合は、(2)の品質区分別生産量に(3)の品質区分別数量単価を乗じることにより算定された交付金額をもって交付決定を行い、当該申請者に対し、その旨及び交付金額の算定内容を通知した上で、毎年の生産量・品質に基づく交付金を交付するものとする。

第6 収入減少影響緩和交付金

収入減少影響緩和交付金は、対象農産物に係る対象農業者の当年産の収入の額が、対象農産物に係る対象農業者の標準的な収入の額を下回った場合に、その減収額の9割を対象として、国費を財源とする交付金の交付とそれに伴い農業者が自ら積み立てている積立金の返納により補てんするものである。

1 積立金の積立ての申出

(1) 積立ての申出

対策加入者は、収入減少影響緩和交付金の交付を受けようとするときは、当

年の4月1日から6月30日までの間に、(2)の生産予定面積を記載した「収入減少影響緩和交付金の積立申出書」(様式第9号。以下「積立申出書」という。)を地方農政事務所長等に提出して、当該交付金に係る積立金(以下「積立金」という。)の積立ての申出をするものとする。

(2) 生産予定面積

積立申出書に記載する当年において生産を予定するすべての対象農産物の種類ごと(小麦にあっては、春期には種する小麦と秋期には種する小麦の区分ごと)の生産予定面積は、「収入減少影響緩和交付金における単位面積当たり標準的収入額等の算出」(別紙8)により対象農産物の種類ごとに算出された10a当たりの標準的な収入額(以下「単位面積当たり標準的収入額」という。)の区分ごとの面積とする。

この場合において、

ア その者が認定農業者又は特定農業団体であるときは、その農業経営改善計画又は特定農用地利用規程を認定した市町村(複数の市町村において認定を受けている場合にあつては主として農作業を行う農地が所在する市町村。以下「計画認定市町村」という。)

イ その者が集落営農組織(特定農業団体を除く。)であるときは、その農用地利用集積目標の対象区域が所在する市町村(以下「集積対象市町村」という。)

が属する地域に設定された単位面積当たり標準的収入額の区分ごとの生産予定面積とする。

2 当年積立額の納付

(1) 当年積立額等の通知

地方農政事務所長等は、1の(1)により提出された積立申出書の内容を確認し、積立ての申出をした対策加入者が当年において積立金として積み立てる額(「収入減少影響緩和交付金における積立金の算出」(別紙6)の2により、対策加入者の繰越積立残額(前年において生産した対象農産物に係る収入減少影響緩和交付金の交付に伴う積立金返納後の積立金の残額をいう。以下同じ。)に依り算出された額をいう。以下「当年積立額」という。)及びその納付先口座(「収入減少影響緩和交付金における積立金管理者」(別紙10)の1により指定された積立金管理者が指定する口座をいう。)を、当該対策加入者に対し通知するものとする。

(2) 当年積立額の納付

(1)により通知を受けた対策加入者は、その通知された当年積立額(10%の

収入減少に対応した積立額又は繰越積立残額に応じ20%までの収入減少に対応した積立額)のいずれかを選択し、その額を当年の7月31日までに、その通知された納付先口座に納付するものとする。

ただし、繰越積立残額が、「収入減少影響緩和交付金における積立金の算出」(別紙6)の1により算出された当年における積立基準収入額の4.5%以上となる対策加入者は、当年において当年積立額を納付しないものとする。

3 交付申請

(1) 交付申請

2の(2)により当年積立額を納付した対策加入者(繰越積立残額が当年における積立基準収入額の4.5%以上となるため、当年積立額を納付しなかった対策加入者を含む。)は、収入減少影響緩和交付金の交付を受けようとするときは、翌年の4月1日から4月30日までの間に、(2)の生産実績数量を記載した「収入減少影響緩和交付金の交付申請書」(様式第10号)に、「収入減少影響緩和交付金における生産実績数量の範囲」(別紙7)の2に定める確認書類を添付し、地方農政事務所長等に提出して、当該交付金の交付申請をするものとする。

(2) 生産実績数量

交付申請書に記載する当年において生産したすべての対象農産物の種類ごとの生産実績数量は、「収入減少影響緩和交付金における生産実績数量の範囲」(別紙7)の1に定めるすべての数量とする。

この場合において、

ア その者が認定農業者又は特定農業団体であるときは、計画認定市町村

イ その者が集落営農組織(特定農業団体を除く。)であるときは、集積対象市町村

が属する地域に設定された単位面積当たり標準的収入額の区分ごとの生産実績数量とする。

(3) 交付決定及び交付金の交付

地方農政局長等は、(1)により提出された交付申請書及び別紙7の2に定める確認書類等を審査し、その内容が適当と認められる場合は、「収入減少影響緩和交付金における交付金額の算定」(別紙9)により算定された交付金額をもって交付決定を行い、当該申請者に対し、その旨及び交付金額の算定内容を通知した上で、収入減少影響緩和交付金を交付するものとする。

(4) 交付金の交付に伴う積立金の返納

地方農政事務所長等は、申請者に交付された収入減少影響緩和交付金の交付金額の3分の1に相当する額をもって積立金の返納額とし、当該申請者に対し、その旨及び返納額の算定内容を通知するとともに、積立金管理者に対し、当該返納額を当該申請者の積立金から取り崩した上で返納するよう指示するものとする。

第7 その他

1 対策加入者の農業経営の承継等

(1) 当年の加入申請をした時点において対象農業者の要件を満たしている対策加入者は、加入申請後に農業者年金の受給等のやむを得ない理由によって、その農業経営（交付金の対象となるものに限る。以下同じ。）を移譲し、又は離農した場合には、交付金の交付申請の際に、当該要件を満たすものとして取り扱うものとする。

(2) 相続、合併、移譲その他これらに類する事由により、対策加入者の農業経営を承継した者（以下「承継者」という。）は、当該対策加入者が行った交付金の交付を受けるための手続を前提として、かつ、当該対策加入者から承継した農業経営を限度（当該対策加入者が積み立てた積立金を承継する場合は、当該対策加入者の生産予定面積に応じた額を限度）として、交付金の交付を受けるための手続を行うことができる。

(3) 当年の加入申請をした時点において対象農業者の要件を満たしている対策加入者が、その後に死亡した場合において、(2)により交付金の交付（当該対策加入者が積立金を積み立てている場合はその積立金の返納）を受けるための手続を行う承継者がいないときは、当該対策加入者の相続人（相続人が二人以上ある場合は、その協議により定めた当該対策加入者の一人の相続人。以下同じ。）は、当該対策加入者が行った交付金の交付を受けるための手続を前提として、その交付金の交付申請又は当該積立金の返納の申出をすることができる。

(4) (2)又は(3)により交付金の交付を受けるための手続を行う者は、「対策加入者の農業経営の承継等に関する申出書」（様式第11号）に、次のア又はイの区分に応じ、それぞれ次に定める書類を添付し、農業経営の承継等があった後速やかに、地方農政事務所長等に提出するものとする。

ア (2)により交付金の交付を受ける場合

(ア) 承継者に係る加入申請書

- (イ) 相続、合併、移譲その他これらに類する事由により承継者が対策加入者の農業経営を承継したことを確認できる書類
 - (ウ) 対策加入者が積み立てた積立金を承継する場合には、そのことについて当該対策加入者と承継者の間において合意があることを確認できる書類
 - (エ) 承継者が収入減少影響緩和交付金の交付を受けようとする場合にあっては、積立申出書
- イ (3)により交付金の交付（死亡した対策加入者が積立金を積み立てている場合はその積立金の返納）を受ける場合
- (ア) 対策加入者と相続関係があることを確認できる書類（相続人が二人以上ある場合は、交付金の交付を受ける一人の相続人を定めたことを確認できる書類）
 - (イ) 対策加入者が死亡したことを確認できる書類

2 交付金の交付手続の早期・集中化

(1) 加入申請と同時に交付申請ができる場合

農業者は、加入申請期間において、加入申請と同時に、過去の生産実績に基づく交付金の交付申請及び収入減少影響緩和交付金に係る積立金の積立ての申出をすることができる。

さらに、加入申請期間のうち4月1日から4月30日までの間は、これらの申請等と併せて、前年産の収入減少影響緩和交付金の交付申請をすることができる。

(2) 交付時期に関する調整

地方農政事務所長等は、農産物の販売代金等と同時に交付金を支払おうとする農業協同組合等から、交付金の交付時期等に関する相談があったときは、その相談に応じ、その希望する時期に沿うように必要な調整を図るものとする。

3 関係機関等の連携・協力

(1) 市町村、農業委員会、農業協同組合等は、農業者等から必要書類の請求や確認等の依頼があった場合は、速やかに対応するよう努めるものとする。

(2) 地方農政事務所長等は、本対策に関連する施策を所管する機関等から、本対策に関する事項について照会があった場合には、当該施策の適正かつ円滑な実施に資するために必要と認められる事項について、速やかに回答するものとする。

4 事務手続の委託等

- (1) 対策加入者が、農業協同組合等と本対策に関する諸手続に係る受委託契約を締結した場合には、当該受委託契約の対象とした手続について、当該農業協同組合等を通じて行うことができるものとする。
- (2) 農業協同組合等は、対策加入者と当年積立額の納付について約した受委託契約を締結した場合において、当該対策加入者に係る当年積立額を取りまとめて納付先に納付したときは、速やかに、当該対策加入者に係る当年積立額の納付明細を確認できる書類を、地方農政事務局長等に提出するものとする。
- (3) 対策加入者は、他の者に交付金又は積立金の受領に関する一切の権限を委任しようとするときは、「委任状」（様式第12号）を地方農政局長等に提出するものとする。

5 申請書類等の保存期間

対策加入者、積立金管理者、農業協同組合等（4の事務手続の委託等を受けた場合に限る。）は、交付金の交付申請の基礎となった証拠書類及び交付金の交付に関する証拠書類を、交付金の交付が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならないものとする。

6 交付金の返還

- (1) 対象農業者の要件を確認する際に用いる書類や交付金の交付申請の基礎となる書類の内容について事実と異なる内容を記載するなど、偽りその他不正の手段により交付金の交付を受けた者があるときは、地方農政局長等は、その者に対してその交付を受けた交付金の全部又は一部の返還を命ずることができる。
- (2) 地方農政局長等は、(1)により交付金の返還を命ずる場合には、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利5%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- (3) (2)により返還を命ぜられた金額を納付しない者があるときは、地方農政局長等は、期限を指定してこれを督促しなければならない。
- (4) (3)による督促を受けた者がその指定期限までに(2)の規定により返還を命ぜられた金額を納付しないときは、地方農政局長等は、国税滞納処分の例によりこれを処分することができる。

- (5) (4)による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

7 報告及び検査

- (1) 地方農政事務所長等は、法の施行に必要な限度において、交付金の交付を受け、若しくは受けようとする者若しくはこれらの者からその生産した農産物の加工若しくは販売の委託を受け若しくは当該農産物の売渡しを受けた者に対し、必要な事項の報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿その他の物件を検査させることができる。
- (2) (1)により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- (3) (1)による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- (4) 対策加入者、地方公共団体、農業委員会、農業協同組合等は、本対策の適正かつ円滑な実施に資するよう、(1)による報告及び検査に協力するものとする。

8 罰則

- (1) 対象農業者の要件を確認する際に用いる書類や交付金の交付申請の基礎となる書類の内容について事実と異なる内容を記載するなど、偽りその他不正の手段により交付金の交付を受けた者は、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処されることがある。
- (2) 7の(1)による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は7の(1)による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、30万円以下の罰金に処されることがある。
- (3) 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、(1)又は(2)の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、(1)又は(2)の罰金刑が科されることがある。

附則（平成18年6月27日付け18経営第1871号）

本実施要領は、法、令及び規則の施行の日（平成19年4月1日）から施行する。

ただし、第4、第5の1の(1)、(2)及び(3)、第6の1、第6の7、第7の4、別紙1並びに別紙2については、平成18年6月27日から施行する。

附則（平成18年8月7日付け18経営第2814号）

附則（平成18年12月25日付け18経営第5659号）

附則（平成19年3月30日付け18経営第7673号）

この通知は、平成19年4月1日から施行する。

附則（平成19年9月27日付け19経営第3917号）

附則（平成20年2月20日付け19経営第6631号）

- 1 この通知は、平成20年2月20日から施行する。
- 2 この通知による改正後の第5の2は、平成20年産の対象農産物に係る毎年の生産量・品質に基づく交付金から適用し、平成19年産の対象農産物に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 この通知による改正後の第6の3の(2)、別紙7及び別紙8の5は、平成20年産の対象農産物に係る収入減少影響緩和交付金から適用し、平成19年産の対象農産物に係るものについては、なお従前の例による。この場合において、平成20年産の対象農産物に係る収入減少影響緩和交付金における別紙8の5の(2)のアの適用については、同ア中「当年の1月31日」とあるのは、「平成20年2月29日」とする。
- 4 この通知の施行前にしたこの通知による改正前の品目横断的経営安定対策実施要領の規定による処分、手続その他の行為は、この通知による改正後の水田・畑作経営所得安定対策実施要領の規定の相当規定によってしたものとみなす。

(別紙1)

経営規模に関する要件における特例・特認のガイドライン

経営規模に関する要件における特例・特認のガイドラインは、以下のとおりとする。

第1 所得に応じた特例

1 特例の内容

- (1) 当年の前年における農業所得の額（法人にあってはその主たる従事者がその法人から受ける農業所得の額、集落営農組織にあってはその主たる従事者がその組織から受ける農業所得の額）が、基本構想農業所得額の2分の1を超えており、かつ、
- (2) 対象農産物に係る当年の前年における農業収入の額若しくは農業所得の額又は経営面積の合計のいずれかの、それぞれ当年の前年における農業収入の総額若しくは農業所得の総額又は経営面積（経営面積に算入することができる田又は畑と同様の要件を満たす樹園地の面積を含む。）の合計に占める割合が、概ね3分の1（27%）以上である

認定農業者又は集落営農組織は、本対策に加入することができるものとする。

2 農業所得の額に含めることができる所得の額

本特例における農業所得の額は、確定申告の対象となった農業所得の額とするが、その農業経営改善計画等に記載している農産物の加工・販売その他の関連・附帯事業に係る所得の額（確定申告で使用した事業所得に関する書類等によって確認できる額に限る。）を含めることができるものとする。

3 当年の前年における農業所得の額を用いることが困難な場合の特例の申請

- (1) 次のアからウまでのいずれかに該当することにより、当年の前年における農業所得の額を用いることが困難な場合には、当該前年より前の年のうち、当該アからウまでのいずれかに該当しない最も直近の年の農業所得の額を用いることができるものとする。

ア 風水害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害又は火災（以下「災害等」という。）により、農業所得に著しい影響があった場合

イ 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項に規定する土地改良事業、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律169号）第2条第6項に規定する災害復旧事業その他これらに類する事業（国若しくは地方自治体を実施したもの又はこれらの助成を受けて実

施されたものに限る。)の実施により、農業所得に著しい影響があった場合
ウ 本特例の適用を受けようとする者の責に帰さないやむを得ない事由によ
り、農業所得に著しい影響があった場合

- (2) この場合において、認定農業者又は集落営農組織は、「所得に応じた特例に
おける農業所得額の特例の申請書」(様式第13号)に、当年の前年における農
業所得の額を用いることが困難な理由を記入し、当該理由を確認できる資料を
添付して、当年の加入申請をする際に、地方農政事務所長等に提出するもの
とする。

4 特例基準の設定等

- (1) 本特例における次のアからウまでの事項は、当年の前年の5月31日における
基本構想に基づくものとする。

ア 基本構想農業所得額(その額が主たる従事者を基準として定められていな
い場合にあつては、基本構想に照らし、主たる従事者が受けるべき農業所得
の額として市町村長から聴き取ったもの)

イ 経営体の基本構想農業所得額を定めている場合においては、その額

ウ 基本構想農業所得額の算定において、産地づくり交付金等を算入していな
い場合にあつては、その算入していない補助金等の名称

- (2) この場合において、地方農政事務所長等は、基本構想を定める市町村から当
該アからウまでの事項を聴き取り(イについては、定められている場合に限
る。)、その内容を地方農政事務所等に備え置いて縦覧に供するものとする。

第2 物理的制約に応じた特例

1 特例の内容

集落が山間地に囲まれており地域の農用地の面積の合計が小さい等の地理的条
件により、経営規模の拡大を図ることが困難であると認められる地域にあつては、
当該地域における一農業集落当たりの田及び畑の面積の、我が国における一農業
集落当たりの田及び畑の面積に占める割合を勘案して、認定農業者及び集落営農
組織ごとに、次に定める規模を下限として、当該地域ごとに定める規模以上であ
る認定農業者又は集落営農組織は、本対策に加入することができるものとする。

- (1) 認定農業者

ア 北海道 6.4ha

イ 都府県 2.6ha

- (2) 集落営農組織

ア イの地域以外の区域 12.8ha

イ 中山間地域（2に掲げる地域をいう。以下同じ。） 10.0ha

2 中山間地域となる区域

- (1) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域
- (2) 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第2項の規定に基づき公示された離島振興対策実施地域
- (3) 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島
- (4) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第4項の規定に基づき公示された振興山村
- (5) 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第2条第1項に規定する小笠原諸島
- (6) 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第4項の規定に基づき公示された半島振興対策実施地域
- (7) 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第2項の規定に基づき公示された同条第1項に規定する過疎地域
- (8) 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1項に規定する沖縄
- (9) その他地勢等の地理的条件により耕作の業務の規模の拡大を図ることが困難であるものとして農林水産大臣が認める区域

なお、(9)の区域については、中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知）第4の1の(9)により、中山間地域等直接支払交付金の交付対象となる地域として都道府県知事が指定する地域であって、同要領第1の2の(1)のアによる都道府県知事からの申請を受け、農林水産大臣が適当と認めた区域とする。

3 特例基準の設定等

- (1) 特例基準の計算方法

特例基準＝基本原則（4ha, 10ha, 20ha）×格差率^(注)

格差率＝ $\frac{\text{地域における一農業集落当たりの田及び畑の平均面積}}{\text{我が国における一農業集落当たりの田及び畑の平均面積}}$ （％）

(注) 格差率（％）：小数点以下2桁（小数点以下第3位を四捨五入）とし、64.00％（1の(2)のイの地域にあっては、50.00％）を下限とする。
特例基準：0.1ha単位で設定（小数点以下第2位を四捨五入）

(2) 格差率

ア 格差率は、地域における一農業集落当たりの田及び畑の平均面積と、我が国における一農業集落当たりの田及び畑の平均面積（都府県25ha、北海道160ha）の比より求めるものとする。

イ 「地域における一農業集落当たりの田及び畑の平均面積」は、2005年農林業センサス（農山村地域調査）結果（以下「センサス結果」という。）における農業集落別の田及び畑の面積の地域における平均値とする。

ウ 「地域」は、市町村単位で設定することを基本とするが、地域の実態を踏まえ、農業集落単位、旧市町村単位又は市町村を越える範囲の地域の単位で設定することができるものとする。

ただし、市町村を越える範囲の地域の単位で設定する場合は、経済的同一性、地域的なつながり等合理的な理由があり、かつ、当該都道府県のすべての地域を当該同一の理由に基づく単位で設定する場合に限るものとする。この場合において、都道府県知事は、経済的同一性、地域的なつながり等合理的な理由があることを確認できる資料を提出するものとする。

また、中山間地域とそれ以外の地域で異なる基準を設定する場合にあっては、「地域」を中山間地域とそれ以外の地域で分けて設定するものとする。

なお、農業集落単位、旧市町村単位、市町村単位で特例基準の設定を行うこととしている地域のうち、

(ア) データのない農業集落については、当該データのない農業集落が所在する旧市町村の一農業集落当たりの田及び畑の平均面積

(イ) データのない旧市町村については、当該データのない旧市町村が所在する市町村の一農業集落当たりの田及び畑の平均面積

(ウ) データのない市町村については、当該データのない市町村が所在する都道府県の一農業集落当たりの田及び畑の平均面積

を適用するものとする。

エ 都道府県知事は、例えば、一定の土地において採草等の共同利用を行うことを目的とした総有的にその利用ができる土地等地域内の農業集落に入会地（民法（明治29年法律第89号）第263条又は第294条に規定する入会権が認められている土地をいう。）が存在することにより、センサス結果から求めた当該農業集落の田及び畑の合計面積と、農地基本台帳の積上げにより求めた当該農業集落の田及び畑の合計面積の値が大きく異なることが明らかな場合に限り、「物理的制約に応じた特例及び生産調整組織に対する特例の申請書」（様式第14号）に次の(ア)から(ウ)までの資料を添付して、センサス結果から求めた当該農業集落の田及び畑の合計面積に代えて、農地基本台帳の積上げ

により求めた当該農業集落の田及び畑の合計面積を使用することを申請することができるものとする。

(7) 「2005年農林業センサス（農山村地域調査）結果を使用することが困難である旨の理由書」（様式第15号）

(イ) 「2005年農林業センサス（農山村地域調査）結果による合計面積と農地基本台帳の積上げによる合計面積の比較表」（様式第16号）

(ウ) 農地の利用状況を示す資料（農業集落の図面又は航空写真等を含む。）

(3) 特例基準の設定手続

都道府県知事は、特例基準の設定を受けようとするときは、「物理的制約に応じた特例及び生産調整組織に対する特例の申請書」（様式第14号）に、特例基準の地域の設定及び特例基準の算定に使用する統計資料を添付し、地方農政事務所長及び地方農政局長等を経由して、当年の前年の4月20日までに農林水産大臣に提出して、特例基準の設定の申請をすることができるものとする。

農林水産大臣は、特例基準を定めた場合は、申請のあった年の5月31日までに告示し、その関係書類を地方農政事務所等に備え置いて縦覧に供するものとする。

また、当該告示をした日以降に合併等のあった市町村に係る特例基準は、

ア 合併等に伴う特例基準の変更の申請が当該告示をした日の属する年の翌年の4月20日までに都道府県知事からないときは、合併等前の市町村に係る特例基準

イ 合併等に伴う特例基準の変更の申請が当該告示をした年の日の属する年の翌年の4月20日までに都道府県知事からあったときは、

(7) 当該合併等に伴う変更後の特例基準を告示した年の翌年以降に行われる加入申請の対象となる交付金については、合併等後の市町村に係る特例基準

(イ) 当該合併等に伴う変更後の特例基準を告示した年の前年に行われた加入申請の対象となる交付金については、合併等前の市町村に係る特例基準を適用するものとする。

(4) 特例基準の固定

特例基準は、原則として3年間変更しないものとする。ただし、市町村合併等により特例基準の見直しが必要となった場合は、(3)に準じて特例基準を変更することができるものとする。

(5) 特例基準の適用

特例基準については、次の特例基準を適用するものとする。

ア 複数の地域において農作業を行う認定農業者については、当該認定農業者が主として農作業を行う地域における特例基準

イ 複数の地域を農用地利用集積目標の対象区域とする特定農業法人及び集落営農組織については、当該特定農業法人及び集落営農組織が主として農作業を行う地域における特例基準

の適用を受けるものとする。

第3 生産調整組織に対する特例

1 特例の内容

適合区域のうち水稻の作付けをしない区域を対象として米穀の需給の均衡を図るための生産調整を実施するために、次のア及びイの面積の合計が、次のウの面積の2分の1を超える場合における集落営農組織であって、次の(1)及び(2)の区分に応じそれぞれ次に定める規模を下限として、当該地域ごとに定める規模以上であるものは、本対策に加入することができるものとする。

ア 集落営農組織の構成員が使用収益権等を有している田（本則第3の2の(1)のイの(ア)、ウ及びエに基づき算出されるものをいう。）であってその組織が米穀以外の農産物の生産を行うもの（農産物の生産に必要な管理を行う田を含む。）の面積

イ 当該組織が当該組織の構成員以外の者との間で米穀以外の農産物の生産を行うことを約した農作業委託契約に係る田の面積

ウ 当該適合区域における田の面積から当該適合区域における水稻の作付面積を除いた面積

(1) (2)の地域以外の区域 7.0ha

(2) 中山間地域 4.0ha

2 特例基準の設定等

(1) 特例基準の計算方法

特例基準 = 基本原則 (20ha) × 生産調整率^(注)
ただし、中山間地域にあつては、特例基準 = 基本原則 (20ha) × 生産調整率 × 5/8

生産調整率 = $\frac{\text{地域における田の面積} - \text{地域における水稻の作付面積}}{\text{地域における田の面積}}$ (%)

(注) 生産調整率 (%) : 小数点以下2桁 (小数点以下第3位を四捨五入)
特例基準 : 0.1ha単位で設定 (小数点以下第2位を四捨五入)

(2) 生産調整率

ア 生産調整率は、地域における田の面積から地域における水稲の作付面積を除いた面積と、地域における田の面積の比により求めるものとする。

イ 「田の面積」及び「水稲の作付面積」は、それぞれ平成17年耕地及び作付面積統計の「田本地面積」及び「水稲作付面積」とする。

ウ 「地域」は、市町村単位で設定することを基本とするが、地域の実態を踏まえ、農業集落単位、旧市町村単位又は市町村を越える範囲の地域の単位で設定することができるものとする。この場合において、都道府県知事は、設定する単位の田の面積及び水稲の作付面積を確認できる資料を提出するものとする。

ただし、市町村を越える範囲の地域の単位で設定する場合は、経済的同一性、地域的なつながり等合理的な理由があり、かつ、当該都道府県のすべての地域を当該同一の理由に基づく単位で設定する場合に限るものとする。この場合において、都道府県知事は、経済的同一性、地域的なつながり等合理的な理由があることを確認できる資料を提出するものとする。

また、中山間地域とそれ以外の地域で異なる基準を設定する場合にあっては、「地域」を中山間地域とそれ以外の地域で分けて設定するものとする。

(3) 特例基準の設定手続

第2の3の(3)に準じるものとする。

(4) 特例基準の固定

第2の3の(4)に準じるものとする。

(5) 特例基準の適用

第2の3の(5)に準じるものとする。

第4 市町村特認

1 特認の内容

第1から第3までの特例によっても本対策に加入することができない者であっても、地域農業の担い手として周囲からも認められ、熱意を持って営農に取り組む認定農業者又は集落営農組織であって、市町村が本対策への加入が相当であると認めるものは、市町村の意見を踏まえた国の認定を通じて、本対策に加入することができるものとする。

2 特認の対象となる者

特認の対象となる者は、第1から第3までの特例の対象とならない認定農業者（その者が集落営農組織の構成員であり、又は構成員であった場合には、当該者が個人として本対策に加入することについて、当該組織の同意を得ている者に限る。）又は集落営農組織であって、次の(1)又は(2)に該当するものとする。

(1) 米政策改革基本要綱（平成15年7月4日付け15総合第1604号農林水産事務次官依命通知）第I部の第5に定める地域水田農業ビジョンに担い手として位置付けられた認定農業者又は集落営農組織

(2) (1)以外の事由を有する認定農業者又は集落営農組織であって市町村が特に必要と認めたもの

具体的には、災害等により一時的に経営面積や農業所得が減少したため経営規模に関する原則又は特例の要件を満たすことができないもの等とする。

3 特認に係る手続

(1) 特認の申請

特認の認定を受けようとする者は、原則として当年の5月31日までに、「市町村特認申請書」（様式第17号）、別紙2の第2の3に定める書類及び加入申請書その他加入申請の際に必要な書類を、

ア その者が認定農業者又は特定農業団体であるときは、計画認定市町村

イ その者が集落営農組織（特定農業団体を除く。）であるときは、集積対象市町村

に提出するものとする。

(2) 市町村による意見

市町村は、提出された特認申請書等の内容を確認し、当該申請者を特認の対象とすることについての意見を記載した「市町村特認における意見書」（様式第18号）を作成して、その提出された書類とともに、当年の6月30日までに、地方農政事務所長等に提出するものとする。

(3) 特認の認定

地方農政事務所長等は、提出された特認申請書等について、市町村からの意見を踏まえて審査し、その内容が適当と認められる場合は、特認の認定を行い、当該申請者に対して、その旨を通知するものとする。また、意見を提出した市町村に対しても、その結果を通知するものとする。

(4) 手続の省略

特認の認定を受けた者は、特認の認定を受けた年の翌年以降において、最初に特認の認定を受けた時点と比べて営農類型、経営規模等の経営内容に大きな変更がないときは、直接、地方農政事務所長等に参加申請をするものとする。

4 協議会の取組

米政策改革基本要綱第Ⅰ部の第5の3の地域水田農業推進協議会（以下「水田協議会」という。）及び地域担い手育成総合支援協議会（以下「担い手協議会」という。）は、特認の円滑な運用に資するため、市町村、農業協同組合等と連携して、次の(1)から(3)までの取組を十分に行うこととする。

- (1) 市町村及び担い手協議会は、必要に応じ、水田協議会に対し、地域水田農業ビジョンの「担い手リスト」の提出を求めることができる。

なお、水田協議会は、「担い手リスト」の内容を変更した場合には、両者に対し、変更後の「担い手リスト」を速やかに提供するものとする。

- (2) 水田協議会及び担い手協議会は、市町村、農業協同組合等と連携して、「担い手リスト」に掲げる認定農業者及び集落営農組織のうち、本対策に未加入のものに対して、本対策の内容及び特認により本対策に加入することができる旨を周知するよう努めるものとする。

なお、集落営農の組織化に際し、認定農業者と集落営農組織との間で農用地の利用の調整に支障が生じていたような地域においては、この特認を活用することにより、両者が本対策に加入する道が開かれ、課題の解消に資する場合もある点を踏まえ、周知を行うものとする。

- (3) 水田協議会及び担い手協議会は、特認の手続に関して市町村から要請があった場合には、その保有する情報を提供し、又は申請者に対する特認の是非に関する意見を述べるものとする。

(別紙2)

対象農業者の要件を満たしていることを確認できる書類

対象農業者の要件を満たしていることを確認できる書類は、次の第1から第4までの書類とする。

ただし、最初に加入申請をした年の翌年以降に加入申請をする場合において、既に提出した第1の書類及び第2の書類（第2の2の(1)及び(3)の書類を除く。）の内容に変更がないとき（基準となる経営面積以上の部分に係る田又は畑の面積の増減等、対象農業者の要件を満たしていることの確認に影響を及ぼさない変更があるときを含む。）は、その書類の提出を省略することができる。

第1 農業者の属性に関する要件関係

- 1 認定農業者（特定農業法人を除く。）にあつては、農業経営改善計画認定書の写し
- 2 特定農業法人にあつては、特定農用地利用規程認定書の写し及び当該特定農用地利用規程の写し
- 3 特定農業団体にあつては、次に定める書類
 - (1) 特定農用地利用規程認定書の写し及び当該特定農用地利用規程の写し
 - (2) 「農業生産法人化及び農用地利用集積目標の達成に向けた取組状況報告書」（様式第2号）（最初に加入申請をする年を除く。）
- 4 集落営農組織（特定農業団体を除く。）にあつては、次の(1)及び(2)の要件に応じそれぞれ次に定める書類
 - (1) 農用地利用集積目標の作成及び農業生産法人化計画の作成
 - ア 「農業生産法人化等計画書」（様式第19号）
 - イ 「農業生産法人化及び農用地利用集積目標の達成に向けた取組状況報告書」（様式第2号）（最初に加入申請をする年を除く。）
 - (2) 定款又は規約の策定

次のアからクまでのすべての事項が定められており、かつ、これらの記載事項の内容が次のケからシまでのすべての基準に適合する定款又は規約の写し

 - ア 目的
 - イ 構成員たる資格
 - ウ 構成員の加入及び脱退に関する事項
 - エ 代表者に関する事項
 - オ 総会の議決事項
 - カ 総会の議決方法

- キ 農用地の利用及び管理に関すること
- ク 農業用機械及び農業用施設の利用及び管理に関すること
- ケ 構成員の加入及び脱退について不当な制約がないこと
- コ 代表者についてその選任手続を明らかにしていること
- サ 総会の議決事項について定款又は規約の変更その他の重要事項が議決事項とされていること
- シ 総会の議決方法について構成員の参加を不当に差別していないこと

第2 経営規模に関する要件関係

1 原則

経営規模に関する要件を満たしていることを確認できる書類は、次の(1)から(4)までの区分に応じ、それぞれ次に定める書類とする。ただし、(3)又は(4)に該当する場合は、(1)及び(2)に定める書類も併せて提出するものとする。

この場合、当該要件を満たしている限りにおいて、経営面積のうち基準を満たしていることを確認できる分のみ提出すれば足りるものとする。

なお、当該要件を満たしていることを確認できる書類として、(1)並びに(2)のイ及びウに定める書類に代えて、対策加入者名義の当年産に係る共済細目書等の写しを提出することもできるものとする。

- (1) 使用収益権等を有する経営面積については、次のア及びイの区分に応じ、それぞれ次に定める書類

ア 認定農業者にあつては、次の(ア)又は(イ)の書類

(ア) 当年の4月1日から6月30日までの間に発行された農地基本台帳（収穫年に係る河川法第24条に基づき田又は畑のため使用することを目的とした土地に係る占用許可書を含む。以下同じ。）の写し

(イ) その者が農業経営を行っている土地として、当年の4月1日から6月30日までの間に発行された農地基本台帳と同等の内容が記載されている農業委員会が発行する耕作証明書の写し

ただし、当年の4月1日以前に使用収益権の設定が終了した場合における当該使用収益権の設定に係る田又は畑の面積については、次の①から③までの区分に応じ、それぞれ次に定める書類（以下「当年の4月1日以前に使用収益権があつたことを確認できる書類」という。）を併せて提出するものとする。

① 農地法第3条第1項の規定による許可によって使用収益権が設定された場合にあつては、次の(i)又は(ii)の書類

(i) 農地法第3条第1項の規定による許可に係る指令書の写し及び当該使用収益権の設定に係る契約書の写し（なお、可能な限り農地法第3

条第1項の規定による許可申請書の写しを添付するのが望ましい。)

(ii) その他農地法第3条第1項の規定による許可によって使用収益権が設定されたことを確認できる書類

- ② 基盤強化法第19条の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによって使用収益権が設定された場合にあつては、当該農用地利用集積計画の写し
- ③ 基盤強化法第27条の5から第27条の8までの規定によって同法第27条の5に規定する特定利用権が設定された場合等にあつては、それぞれの場合により使用収益権が設定されたことを確認できる書類

イ 集落営農組織にあつては、次の(ア)及び(イ)の書類

(ア) 当該組織の構成員に係るアの(ア)又は(イ)の書類

(イ) 共同販売経理を行っている農地であることを確認できる書類として、次の①又は②の書類

- ① 対策加入者名義の共済細目書等であつて、引受農地(田又は畑)が各筆ごとに明記されているもの
- ② その他共同販売経理を行っている農地が各筆ごとに確認できる書類

(2) 農作業委託契約の対象である経営面積については、次のアの書類及びイ又はウの書類

ア 対象農産物の作付期間に係る農作業委託契約書の写し

イ 委託者が権原を有し、かつ、当該契約書に示されている受託農地に係る当年の4月1日から6月30日までの間に発行された農地基本台帳の写し

ウ 委託者が農業経営を行っている土地として、農地基本台帳と同等の内容が記載されている農業委員会が発行する耕作証明書の写し

ただし、当年の4月1日以前に委託者の使用収益権の設定が終了した場合における当該使用収益権の設定に係る田又は畑の面積については、当年の4月1日以前に使用収益権があつたことを確認できる書類を併せて提出するものとする。

(3) 再委託する農作業に係る経営面積については、再委託する農作業の具体的内容など、その組織の効率的な経営に資することが明らかであることを確認できる書類

(4) 二毛作を行っている経営面積については、次のアからウまでのいずれかの書類

ア 対策加入者名義の当年産に係る共済細目書等の写し

イ 二毛作が行われていることの第三者による確認書

ウ その他二毛作が行われている田又は畑において作付けを行っていることを確認できる書類

2 特例

(1) 所得に応じた特例

ア 当年の前年における次の(ア)及び(イ)の書類

(ア) 農業所得の額（法人にあってはその主たる従事者がその法人から受ける農業所得の額、集落営農組織にあってはその主たる従事者がその組織から受ける農業所得の額）が、基本構想農業所得額の2分の1を超えていることを確認できる書類

（例えば、税務署の受付印のある確定申告書B（控え）の写し等）

(イ) 対象農産物に係る農業収入の額若しくは農業所得の額又は経営面積の合計のいずれかの、それぞれ農業収入の総額若しくは農業所得の総額又は経営面積（経営面積に算入することができる要件を満たす樹園地の面積を含む。）の合計に占める割合が、概ね3分の1（27%）以上であることを確認できる書類

（例えば、原則、当年の前年における確定申告書B（控え）の写し、青色申告決算書（農業所得用）又は収支内訳計算書、決算書、帳簿、農地基本台帳の写し、共済細目書等の写し等）

イ 当年の前年における農業所得の額を用いることが困難な場合は、次の(ア)から(ウ)までの書類

(ア) 「所得に応じた特例における農業所得の額の特例の申請書」（様式第13号）

(イ) 特例申請の対象とした年から当年の前年までの間の各年におけるアの(ア)の書類

(ウ) 特例の申請の対象とした年におけるアの(イ)の書類及び特例の申請の対象とした年の翌年から当年の前年までの間の各年における次の①から③までのいずれかの書類

① 災害等により、農業所得に著しい影響があった場合にあっては、次の(i)及び(ii)の書類

(i) 農業共済組合又は農業災害補償法（昭和22年法律第185号。以下「農災法」という。）第85条の6第1項の共済事業を行う市町村（以下「農業共済組合等」という。）から共済金が支払われたことを確認できる書類

(ii) 当該年の災害等により農業所得に著しい影響を与えたことを確

認できる書類

- ② 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項に規定する土地改良事業、農林水産業施設災害復旧事業費国費補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律169号）第2条第6項に規定する災害復旧事業その他これらに類する事業（国若しくは地方自治体を実施したもの又はこれらの助成を受けて実施されたものに限る。以下「土地改良事業等」という。）の実施により、農業所得に著しい影響があった場合にあっては、次の（i）から（iii）までの書類
- （i） 経営面積のうちにおいて、土地改良事業等の実施主体により当該年に土地改良事業等の施行があったことを確認できる書類
 - （ii） 土地改良事業等により占用があったことを確認できる書類
 - （iii） 当該年における土地改良事業等の施行及び占用により農業所得に著しい影響を与えたことを確認できる書類
- ③ 本特例の適用を受けようとする者の責に帰さない事由があることを確認できる書類

(2) 物理的制約に応じた特例

1の原則による。

(3) 生産調整組織に対する特例

1の原則によるほか、次のア及びイの面積の合計が、ウの面積の2分の1を超えることを確認できる書類

（例えば、適合区域における田と同区域における水稻の作付面積を除いた田並びに次のア及びイの面積について、色分けする等された地図等）

ア 別紙1の第3の1の集落営農組織の構成員が使用収益権等を有している田（本則第3の2の(1)のイの(ア)、ウ及びエに基づき算出されるものをいう。）

であってその組織が米穀以外の農産物の生産を行う田（農産物の生産に必要な管理を行う田を含む。）の面積

イ 当該組織が当該組織の構成員以外の者との間で米穀以外の農産物の生産を行うことを約した本則第3の2の(1)のイの(イ)の農作業委託契約に係る田の面積

ウ 当該適合区域における田の面積から当該適合区域における水稻の作付面積を除いた面積

3 市町村特認

1の原則によるほか、それぞれ次に定める書類

- (1) 集落営農組織の構成員であり、又は構成員であった場合には、当該者が個人として本対策に加入することについて、当該組織の同意を得ていることを確認できる書類
- (2) 水田農業ビジョンの担い手以外で市町村が特に必要と認めた認定農業者又は集落営農組織にあっては、本特認の認定を受けることが適当であることを確認できる書類

第3 環境との調和に関する要件関係

「環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート」（様式第20号）とする。

なお、本シートの提出に代えて、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）に基づき本シートと同等以上の内容を含む都道府県が独自に定める様式を提出することができるものとする。

第4 農地の有効利用に関する要件関係

最も早く交付金の交付申請をする際に提出する次の(1)から(3)までのいずれかの書類

- (1) 「過去の生産実績に基づく交付金の交付申請書」（様式第4号）
- (2) 「毎年の生産量・品質に基づく交付金の交付申請書」（様式第8号）
- (3) 「収入減少影響緩和交付金の交付申請書」（様式第10号）

(別紙3)

過去の生産実績に基づく交付金における期間平均生産面積の算出

過去の生産実績に基づく交付金の交付金額の算定根拠となる特定対象農産物の種類ごとの期間平均生産面積は、以下のとおり算出するものとする。

1 基準期間

期間平均生産面積の算出に係る期間（以下「基準期間」という。）は、特定対象農産物の種類ごとに、それぞれ平成16年産から平成18年産までの生産に係る期間である次に掲げる期間とする。

(1) 麦及び大豆

平成16年4月1日から平成19年3月31日までの期間

(2) てん菜及びでん粉原料用ばれいしょ

平成16年1月1日から平成18年12月31日までの期間

2 期間内生産量

(1) 期間内生産量の範囲

期間平均生産面積の算出の基礎となる、基準期間における特定対象農産物の種類ごとの生産量（以下「期間内生産量」という。）は、それぞれ次に定める数量とする。

ア 麦

麦の生産を行う者の麦作に係る経営の安定を図るために政府が交付した助成金（麦作経営安定資金助成金交付要領（平成17年6月28日付け17総食第259号農林水産省総合食料局長通知）の第2に基づく麦作経営安定資金助成金をいう。）の交付対象となったものの数量及び主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律（平成18年法律第90号。以下「食糧法改正法」という。）による改正前の主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第41条第1項の規定に基づき政府が買い入れたものの数量。

なお、小麦にあつては、春期には種する小麦（主として3月及び4月には種することにより生産される小麦であつて期間内生産量を確認することができるものをいう。以下同じ。）と秋期には種する小麦（春期には種する小麦以外の小麦をいう。以下同じ。）に区分するものとする。

イ 大豆

法附則第4条の規定による廃止前の大豆交付金暫定措置法（昭和36年法律第201号。以下「旧大豆交付金法」という。）第5条第1項又は第2項に基づき大

豆の生産者に対し交付した交付金の交付対象となったものの数量（ただし、平成18年産の大豆にあっては、旧大豆交付金法第2条第1項に規定する生産者団体等が旧大豆交付金法第4条第1項又は第2項の規定による承認を受けた同条第1項の調整販売計画等に従って、販売の委託を受けて集荷したもの（旧大豆交付金法第2条第2項に規定する契約に係るものに限る。）の数量）。

ウ てん菜

砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律（平成18年法律第89号。以下「価格調整法等改正法」という。）第1条の規定による改正前の砂糖の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）第19条の交付金の交付対象とされた同法第2条第1項に規定する国内産糖の製造の用に供されたものの数量。

具体的には、対策加入者に係るてん菜の出荷数量に、国内産糖製造数量に占めるその当該交付金の交付対象とされるものの比率を乗じた数量とする。

エ でん粉原料用ばれいしょ

糖化用又は化工でん粉用のでん粉として抱合せ措置の下で販売されたものの製造の用に供されたものの数量。

具体的には、対策加入者に係るでん粉原料用ばれいしょの出荷数量に、国内産ばれいしょでん粉製造数量に占めるその糖化用又は化工でん粉用に仕向けられるものの比率を乗じた数量とする。

(2) 期間内生産量の分割

基準期間において、農作業委託契約に基づかずに農作業の委託を受けた者又は定款若しくは規約を有さない組織（以下「受託者等」という。）に係る期間内生産量については、次のア及びイに定める要件を満たす場合に限り、当該委託をした者又は当該組織の構成員等（以下「委託者等」という。）のものとして分割することができるものとする。

ア 農作業の委託に係る取決め、水田農業構造改革交付金等営農計画書（水田農業構造改革対策実施要綱（平成16年4月1日付け15生産第7999号農林水産事務次官依命通知）別紙1の第7の5に定める営農計画書をいう。）、農作物共済引受要綱（昭和47年1月31日付け47農経B第209号農林省農林経済局長通知）における共済細目書、畑作物共済引受要綱（昭和54年4月3日付け54農経B第933号農林水産省経済局長通知）における加入申込書等の書類により、委託者等が基準期間におけるいずれかの年において、農作業を委託したこと又は当該組織の構成員等であったことを証明することができること。

イ 期間内生産量を分割することについて、受託者等と委託者等との間に合意があり、その合意により期間内生産量を分割する数量を任意に定めていること。

ただし、当該数量については、特定対象農産物の種類ごとに、委託者等が(3)により期間内生産量の登録をする日における経営面積に、「過去の生産実績に基づく交付金における面積単価及び交付金額の算定」(別紙4)の2の面積単価の算定に用いた共済単収(以下「共済単収」という。)(当該田若しくは畑が所在する市町村に係るものに限る。)を乗じて得られる数量、又は受託者等の特定対象農産物ごとの期間内生産量をすべての委託者等の経営面積の合計面積で除した比率に期間内生産量の分割に合意した委託者等の経営面積を乗じて得られる数量のうち、いずれか大きい数量を上限とする。

(3) 期間内生産量の登録

期間内生産量を有する者は、第5の1の(1)により交付申請をする年の6月30日までに、「過去の生産実績に基づく交付金の期間内生産量登録書」(様式第21号)に、農業協同組合及び集荷業者等(以下「農業協同組合等」という。)の伝票の写し等の特定対象農産物の種類ごと(小麦にあつては、春期には種する小麦と秋期には種する小麦の区分ごと)の期間内生産量を確認できる書類を添付し、地方農政事務所長等に提出して、その登録を受けることができるものとする。

なお、(2)により期間内生産量を分割した場合は、(2)のアに定める書類、(2)のイの合意があることを確認できる書類及び委託者等の経営面積を確認できる書類を添付するものとする。

3 期間平均生産面積

(1) 期間平均生産面積の算出

2の(3)により期間内生産量の登録を受けた者(以下「期間内生産量登録者」という。)に係る期間平均生産面積は、基準期間における各年度(てん菜及びでん粉原料用ばれいしょにあつては各年。以下「各年度等」という。)ごとの期間内生産量について、

ア その者が認定農業者又は特定農業団体である場合には、計画認定市町村

イ その者が集落営農組織である場合には、集積対象市町村

ウ その者がア又はイ以外の期間内生産量登録者である場合には、その主として農作業を行う農地が所在する市町村

に係る各年度等別及び市町村別の特定対象農産物の単位面積当たりの収穫量(平成19年5月30日農林水産省告示第725号に掲げる収穫量。以下「実単収」という。)で除して得られる面積を合算し、当該合算した面積を3で除して得られる面積とする。

(2) 基準期間において災害等により特定対象農産物を生産することができなかった

場合の期間平均生産面積の算出

- ア (1)の期間平均生産面積の算出については、期間内生産量登録者から次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当することの申出があり、かつ、その申出に係る事実があると認められるときは、(1)により合算した面積のうち(ア)又は(イ)に該当しない基準期間における各年度等に係るものを当該各年度等の数(零を除く。)で除してするものとする。

この場合において、複数の特定対象農産物の生産実績を有する者が(ア)に該当することを申し出た場合は、すべての特定対象農産物の期間平均生産面積について、この方法により算出するものとする。

(ア) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項に規定する土地改良事業、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)第2条第6項に規定する災害復旧事業その他これらに類する事業(国若しくは地方自治体の実施したもの又はこれらの助成を受けて実施されたものに限る。)の実施により、特定対象農産物を生産することができなかつた場合

(イ) 災害等により、特定対象農産物を生産することができなかつた場合

具体的には、災害等により、特定対象農産物を生産する一筆又は複数筆の農地が収穫皆無となる被害を受けた場合、又は都道府県等が災害等により種子の供給に支障が生じかねないと判断し、これによりやむを得ず生産物を種子用に転用した場合とする。

- イ アの(ア)又は(イ)のいずれかに該当することの申出は、2の(3)の期間内生産量の登録の際に、「災害等による特定対象農産物の生産量の算定除外の申出書」(様式第22号)に、次の(ア)又は(イ)の区分に応じ、それぞれ次に定める書類を添付し、地方農政事務所長等に提出して行うものとする。

(ア) 土地改良事業、災害復旧事業等の実施により特定対象農産物を生産することができなかつた場合にあつては、当該事業の実施主体による通年施行が行われたこと及び当該事業により占用されたことを確認できる書類

(イ) 特定対象農産物を生産する一筆又は複数筆の農地が収穫皆無となる被害を受けた場合にあつては、農業共済組合等の長による収穫皆無となったことを証する書類(共済加入者名、年産、農産物名、収穫皆無となった農地の地名・地番が記載されているものに限る。)

ただし、農業共済組合等において収穫皆無となったことを確認できない場合にあつては、市町村又は農業協同組合による収穫皆無となったことを証明できる書類とすることができるものとする。

(ウ) 災害等によりやむを得ず生産物を種子用に転用した場合にあつては、その理由と転用量を記載した都道府県、都道府県種子協会及び生産者団体の書類

(3) 基準期間において災害等により特定対象農産物について市町村内で著しい単収格差が生じた場合の期間平均生産面積の算出

基準期間において市町村内の一部で災害等が集中し、当該市町村における特定対象農産物の作付面積の24%以上の面積において、当該市町村平均の単収水準と比べて24%以上の減収（以下「著しい単収格差」という。）が生じたことにより、地方農政事務所長等から災害等による特定対象農産物の生産量の算定除外の認定通知を受けた市町村（以下「適用市町村」という。）においては、以下の手続により、災害等により減収があった期間内生産量登録者の期間平均生産面積を算出することができるものとする。

ア 適用市町村において、災害等により減収があった期間内生産量登録者は、期間内生産量の登録の際に、「災害等による特定対象農産物の生産量の算定除外の申出書」（別紙様式第22号）に、農業共済組合等から共済金が支払われたことを確認できる書類又は市町村、農業協同組合等による災害等による減収があったことを証明する書類を添付し、地方農政事務所長等に提出して、災害等により減収があったことの申出を行うことができるものとする。

イ 地方農政事務所長等は、アの申出に係る事実があると認められるときは、期間平均生産面積の算出について、(1)により合算した面積のうちアに該当しない基準期間における各年度等に係るものを当該各年度等の数（零を除く。）で除してするものとする。

ウ 適用市町村の(1)の実単収は、共済単収を用いることとする。

エ 基準期間に合併のあった市町村において、合併のあった年度よりも前の年度にその区域で著しい単収格差が生じていたときは、合併前の市町村の区域を適用市町村とする。

(4) 期間平均生産面積の登録

地方農政事務所長等は、(1)から(3)までにより、期間内生産量登録者の期間平均生産面積を算出し、当該登録者ごとに期間平均生産面積保有者コードを付与するとともに、当該登録者に対し、当該登録者に係る期間平均生産面積を通知するものとする。

(別紙4)

過去の生産実績に基づく交付金における面積単価及び交付金額の算定

1 交付金額の算定

過去の生産実績に基づく交付金の交付金額は、対策加入者ごとに、特定対象農産物の種類ごとの面積当たりの単価（平成18年8月7日農林水産省告示第1108号に掲げる面積当たりの単価。以下「面積単価」という。）に、当該対策加入者の特定対象農産物の種類ごとの期間平均生産面積を乗じて得た金額を合算した金額とする。

2 面積単価の算定

面積単価は、3の共済単収を用いて、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴いた上で、特定対象農産物の種類ごと及び市町村ごとに定めるものとする。

なお、面積単価は、対策加入者ごとに、

- ① その者が認定農業者又は特定農業団体である場合にあつては、計画認定市町村に係るもの
- ② その者が集落営農組織（特定農業団体を除く。）である場合にあつては、集積対象市町村に係るもの

を適用するものとする。

また、平成19年度以降に合併のあった市町村に係る面積単価は、平成18年8月7日農林水産省告示第1108号に掲げる平成19年4月1日における市町村に係るものを適用するものとし、

- ① その者が合併後の市町村において農業経営改善計画又は特定農用地利用規程の認定を受けた認定農業者又は特定農業団体の場合にあつては、主として農作業を行う農地が所在する合併前の市町村に係るもの
- ② その者が農作業受託組織の場合にあつては、当該組織に係る適合区域の所在する合併前の市町村に係るもの

を適用するものとする。

3 共済単収の算定方法

面積単価の算定に用いる市町村ごとの平年的な10a当たりの収量（以下「共済単収」という。）の算定方法は、特定対象農産物の種類ごとに次に掲げるものとする。

(1) 麦

農作物共済引受要綱第2章第2節第1の1に基づき、都道府県知事が農作物共済の共済目的の種類等（農災法第106条第1項第1号に規定するものをいう。）ごとに算出する市町村ごとの平均単位当たり収穫量に、同節第1の4により都道府

県知事が求める比率を乗じて算出するものとする。

(2) 大豆及びでん粉原料用ばれいしょ

畑作物共済引受要綱第2章第3節第3の1の(1)に基づき、都道府県知事が畑作物共済の共済目的の種類等（農災法第120条の12第1項第1号に規定するものをいう。）ごとに算出する市町村ごとの平均単位当たり収穫量（大豆にあつては丹波黒以外の品種（一類）、でん粉原料用ばれいしょにあつてはでん粉加工用（一類）に限る。）に、同節第3の1の(4)により都道府県知事が求める比率を乗じて算出するものとする。

(3) てん菜

(2)と同様の方法により算出された市町村ごとの値に、生産条件に関する不利の算定に用いた全国の平均的単収を当該値の全国平均により除して得た係数を乗じて算出するものとする。

なお、次に該当する場合は、それぞれ次に掲げるものを共済単収として適用するものとする。

ア 市町村の範囲で平均単位当たり収穫量が設定されていない場合は、当該市町村の所在する農業共済組合等に対して、農作物共済引受要綱第2章第2節第1又は畑作物共済引受要綱第2章第3節第3の1に基づき、都道府県知事が通知する単位当たり収穫量

イ 農業共済組合等の範囲で単位当たり収穫量が設定されていない場合は、第6の4の(3)のイの(イ)の当該共済組合等の所在する都道府県の標準単収

ウ 都府県の範囲で標準単収が設定されていない場合は、都府県を東北、北陸、関東、東山、東海、近畿、中国、四国、九州・沖縄の9つの地域ブロックに区分した上で、都府県の標準単収を都府県ごとの平成17年産の作付面積の加重平均により算出された当該都府県の所在する地域ブロックの範囲の単位当たり収穫量

エ 地域ブロックの範囲において単位当たり収穫量が算出できない場合は、ウと同様の方法により算出された全国の単位当たり収穫量

(別紙5)

毎年の生産量・品質に基づく交付金における品質区分別生産量の範囲

1 品質区分別生産量

「毎年の生産量・品質に基づく交付金の交付申請書」(様式第8号)に記載する当年産の特定対象農産物の種類ごとの品質区分別の生産量(品質区分別生産量)は、特定対象農産物の種類ごとにそれぞれ次に定める数量とする。

(1) 麦

対策加入者が毎年の生産量・品質に基づく交付金の交付を受けようとする年度(以下「交付年度」という。)において生産する麦を需要者に対し販売することを約した契約(当該麦をは種する前に当該対策加入者と当該需要者との間で締結されたものに限る。)に基づき当該対策加入者が販売したもの(春期には種する小麦、秋期には種する小麦、二条大麦、六条大麦及びはだか麦に限り、種子又は麦芽の原料として販売したものを除く。)又は対策加入者が交付年度において生産する麦を委託を受けて販売する者が需要者に対し販売することを約した契約(当該麦をは種する前に当該販売者と当該需要者との間で締結されたものに限る。)を履行するために当該販売者が集荷したもの(春期には種する小麦、秋期には種する小麦、二条大麦、六条大麦又ははだか麦に限り、種子又は麦芽の原料として集荷したものを除く。)であって、農産物規格規程(平成13年3月28日農林水産省告示第244号。以下「規格規程」という。)で定める2等以上の等級に格付けされたものの数量

具体的には、「民間流通麦促進対策実施要領」(平成11年9月1日付け11食糧業第596号食糧庁長官通知)に従って締結されたは種前契約に基づき、対策加入者が需要者に販売し、又は農業協同組合等に販売を委託し出荷した当該年産の数量とする。

(2) 大豆

対策加入者が交付年度において生産する大豆を需要者に対し販売することを約した契約(当該対策加入者が当該需要者に対し販売することを目的として当該大豆を生産することを当該大豆をは種する前に約した契約に基づき締結されたものに限る。)において販売の対象とされたもの(種子として販売することとされたもの及び黒大豆を除く。)又は委託を受けて大豆を販売する者に対し対策加入者が販売を委託して出荷したもの(種子として販売を委託して出荷したもの及び黒大豆を除く。)であって、規格規程で定める普通銘柄大豆(規格規程で定める大豆に係る産地品種銘柄に相当すると認められる品種の大豆を含む。以下同じ。)

の3等以上の等級及び特定加工用銘柄大豆（規格規程で定める大豆に係る産地品種銘柄に相当すると認められる品種の大豆を含む。以下同じ。）の合格並びに普通非銘柄大豆の3等以上の等級に格付けされたものの数量（「普通銘柄大豆」、「特定加工用銘柄大豆」及び「普通非銘柄大豆」並びに「大豆に係る産地品種銘柄に相当すると認められる品種」については、規格告示の備考6から9までに基づくものとする。以下同じ。）

具体的には、「国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作成要領」（平成19年3月30日付け18生産第6009号農林水産省生産局長通知。以下「国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作成要領」という。）第4に規定する大豆の当該年産の数量とする。

(3) てん菜

価格調整法等改正法第1条の規定による改正後の砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（以下「新価格調整法」という。）第21条の国内産糖交付金の交付対象となり、又は交付対象となることが確実と見込まれる新価格調整法第2条第2項に規定する国内産糖の製造の用に供されたもの（北海道内において生産されたものに限る。）であって、同法第19条第1項に規定する農林水産省令で定める糖度を満たすものの数量

具体的には、対策加入者が国内産糖製造事業者に出荷した数量（糖度13.5度以上のものに限る。）に、当該年産のてん菜を原料として製造されるてん菜糖の製造数量（てん菜の出荷が終了した当年12月末日時点の見込数量）に占める国内産糖交付金の交付対象となるものの比率を乗じた数量とする。

(4) でん粉原料用ばれいしょ

新価格調整法第35条の国内産いもでん粉交付金の交付対象となり、又は交付対象となることが確実と見込まれる新価格調整法第2条第6項に規定する国内産いもでん粉の製造の用に供されたもの（北海道内において生産されたものに限る。）の数量

具体的には、対策加入者が農協系でん粉工場へでん粉の製造の委託を行い、又は売り渡した数量に、当該年度における農協系でん粉工場のでん粉（対策加入者からでん粉の製造の委託を受け、又は売渡しを受けたばれいしょを原料としたものに限る。）の製造数量に占める糖化用等国内産いもでん粉交付金の交付対象の用途に仕向けられるものの比率を乗じた数量とする。

2 確認書類

交付申請書に添付する確認書類は、特定対象農産物の種類ごとにそれぞれ次に定

める書類とする。

(1) 麦

ア 対策加入者が需要者との間で締結したは種前契約数量を確認できる書類（は種前契約書の写し等）

イ 銘柄別に品質区分別の対象数量を確認できる書類（出荷伝票の写し等）

ウ 麦品位等検査の結果を確認できる書類（農産物検査結果通知書の写し等）

なお、対策加入者から委託を受けて販売する農業協同組合等と需要者との間で締結した産地銘柄別のは種前契約数量を確認できる書類（は種前契約書の写し等）については、地方農政事務所長等は、当該農業協同組合等に当該書類の提出を求めるものとする。

(2) 大豆

ア 対策加入者が需要者とは種前契約を締結した後で需要者と売買契約した数量を確認できる書類（は種前契約書の写し、売買契約書の写し（品質区分別の販売数量を確認できるものに限る。）等）又は対策加入者が農業協同組合等に販売を委託した数量を確認できる書類（入庫伝票の写し（品質区分別の入庫数量を確認できるものに限る。）等）

イ 大豆品位等検査の結果を確認できる書類（農産物検査結果通知書の写し等）

なお、対策加入者は、1の(2)の「大豆に係る産地品種銘柄に相当すると認められる品種」に係る交付金の交付申請手続を行う場合、「産地品種銘柄に相当すると認められる大豆品種に関する申請書」（様式第23号）に、それぞれ以下の書類を添付し、地方農政事務所長等に提出するものとする。

(ア) 奨励品種に係るもの（規格告示の備考9の前段に係るもの）

当該品種が奨励品種として決定されていることを確認できる書類（当該奨励品種決定に係る公報の写し等）及び当該品種の作付を確認できる書類（種子の購入伝票の写し等）

(イ) 需要者への販売実績に係るもの（規格告示の備考9の後段に係るもの）

当該品種の作付を確認できる書類（種子の購入伝票の写し等）

なお、地方農政事務所長等は、対策加入者から当該書類の提出を受けた場合、需要者との間で締結した当年産の当該品種の作付に係るは種前契約書（当該品種の作付に係る生産者を特定できる書類を含む）の写し及び平成15年産以後前年産までの間において毎年同一の需要者に対し販売することを目的として当該品種の大豆を生産することをは種する前に約した契約に基づいて販売された数量が確認できる書類（は種前契約書の写し及び売買契約書の写し等）について、当該対策加入者から販売の委託を受けた農業協同組合等に提出を求めるものとする。

(3) てん菜

対策加入者が国内産糖製造事業者に販売する見込数量を確認できる書類の写し（品質区分別の販売見込数量を確認できるものに限る。）

(4) でん粉原料用ばれいしょ

対策加入者が農協系でん粉工場にでん粉の製造の委託を行い、又は売り渡した数量を確認できる書類の写し（受入証明書など品質区分別の出荷数量を確認できるものに限る。）

3 品位等検査等の申請手続

対策加入者は、本則第5の2の(2)の品質区分別生産量の把握に当たって、登録検査機関等に対し品位等検査等の実施を求める場合は、その申請書等に記載する検査請求者の住所及び氏名又は名称は、原則として、当年の加入申請の際に地方農政事務所長等に提出した加入申請書に記載した住所及び氏名又は名称とする。

(別紙6)

収入減少影響緩和交付金における積立金の算出

1 積立基準収入額の算出

対策加入者ごとの当年積立額の算出の基準となる収入額（以下「積立基準収入額」という。）は、対象農産物の種類ごとに次の算式により算出された額を合算した額とする。

単位面積当たり標準的収入額^(注) × 生産予定面積

(注) 単位面積当たり標準的収入額については、

ア その者が認定農業者又は特定農業団体であるときは、計画認定市町村

イ その者が集落営農組織（特定農業団体を除く。）であるときは、集積対象市町村

が属する地域に設定されたものとする。

2 当年積立額の算出

対策加入者ごとの当年積立額は、積立基準収入額を基準として、対策加入者の繰越積立残額に応じて、それぞれ次の算式により算出された額とする。

なお、繰越積立残額が積立基準収入額の4.5%以上の場合には、当年積立額は算出しないものとする。

(ア) 繰越積立残額が零の場合 次のいずれかの算式により算出された額

a 積立基準収入額×2.25%

b 積立基準収入額×4.5%

(イ) 繰越積立残額が積立基準収入額の2.25%未満の場合 次のいずれかの算式により算出された額

a 積立基準収入額×2.25%

b 積立基準収入額×4.5%－繰越積立残額

(ウ) 繰越積立残額が積立基準収入額の2.25%以上4.5%未満の場合

積立基準収入額×4.5%－繰越積立残額

3 積立金の額の確定

地方農政事務所長等は、対策加入者からの交付申請を受け、別紙9の1により対

策加入者ごとの当年産生産面積を算出したときは、次の算式により当該対策加入者ごとに算出された額又は当該対策加入者が当年積立額を納付した後の積立金の額のいずれか低い額を、当該対策加入者の当年における積立金の額として確定し、対策加入者に通知するものとする。

- ア 積立金の額が積立基準収入額の2.25%以上4.5%未満の場合
標準的収入額×2.25%+繰越積立残額
- イ 積立金の額が積立基準収入額の4.5%の場合
標準的収入額×4.5%
- ウ 積立金の額が積立基準収入額の4.5%を超える場合
繰越積立残額－(積立基準収入額×4.5%－標準的収入額×4.5%)

4 積立金返納額の算出

地方農政事務所長等は、積立金を積み立てている対策加入者が次のアからキまでに掲げる場合に該当することとなったときは、それぞれの場合に対応する額を、当該対策加入者の積立金を取り崩した上で返納するよう、「収入減少影響緩和交付金における積立金管理者」(別紙10)により指定された積立金管理者に対し指示するとともに、イ、ウ、エ、オ及びキに該当する場合は、当該対策加入者にも通知するものとする。

また、指示を受けた積立金管理者は、通知されたところにより、当該対策加入者に積立金を返納し、その結果を「収入減少影響緩和交付金の積立金返納状況報告書」(様式第24号)により、地方農政事務所長等に報告するものとする。

ア 交付金の交付を受ける場合 当該交付金の交付金額の3分の1

イ 「収入減少影響緩和交付金の積立金返納申出書」(様式第25号)により積立金の返納の申出をした場合 積立金の全額

ウ 積立金の積立ての申出時期に積立ての申出をしなかった場合 積立金の全額

エ 当年積立額を納付期限までに納付せず、かつ、その者の繰越積立残額が、当年における積立基準収入額の4.5%を下回る場合 積立金の全額

オ 納付した額が通知された積立額を超えた場合 その超えた部分に相当する額

カ その者の当年における標準的収入額がその者の当年における積立基準収入額を下回った場合であって、

(ア) 積立金の額が当該積立基準収入額の2.25%以上4.5%未満であるとき その差額×2.25%

(イ) 積立金の額が当該積立基準収入額の4.5%以上であるとき その差額×4.5%

キ 交付金の交付申請があった際に、その者が対象農業者でないことが確認された場合 積立金の全額

(別紙 7)

収入減少影響緩和交付金における生産実績数量の範囲

1 生産実績数量

「収入減少影響緩和交付金の交付申請書」(様式第10号)に記載する当年産の対象農産物の種類ごとの生産実績数量は、対象農産物の種類ごとにそれぞれ次に定める数量とする。

(1) 米穀

対策加入者が生産した当年産の米穀のうち、次のア及びイを満たすものの数量ただし、陸稲に係る米穀以外の米穀にあつては、生産数量目標(米穀の生産調整実施要領(平成20年1月31日付け19総食第949号農林水産省総合食料局長通知)の第2の4の規定に基づき対策加入者に対して当年産に設定された生産数量目標(同要領別紙2の第1による補正を行った場合は、同別紙2の第2に規定する補正後の生産数量目標)をいう。以下同じ。)の範囲内とする。

ア 次のいずれかに該当するもの(集荷円滑化対策実施要綱(平成16年4月1日付け15総食第827号農林水産事務次官依命通知)の第3の1の過剰米短期融資事業の対象となったもの及び種子として販売し、又は販売を委託して出荷したものを除く。)

(ア) 翌年3月31日までに、対策加入者が社団法人米穀安定供給確保支援機構(以下「米穀機構」という。)の会員又は当該会員の構成員(主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成6年法律第113号。以下「食糧法」という。)第5条第1項に規定する生産調整方針(同項の認定を受けたものに限る。)を作成し、かつ、食糧法第47条第1項の規定による届出(出荷の事業に係るものに限る。)をしているものに限る。以下「米穀機構傘下業者」という。)に対し販売し、又は販売を委託して出荷したもの

(イ) 翌年3月31日までに、対策加入者又は対策加入者から委託を受けて米穀を販売する者(米穀機構傘下業者を除く。以下「販売受託者」という。)が販売の相手方との間で当該相手方に対し米穀を販売することを約した契約(以下「販売契約」という。)を文書等により締結して、当該契約に基づき販売の対象としたもの

イ 主食用に仕向けられることが客観的にみて明らかと判断されるもの

具体的には、検査法第3条に規定する玄米に係る品位等検査(以下「米穀品位等検査」という。)において3等以上の等級に格付けされたもの又は当該等級に相当すると認められるものとする。

この場合において、当該等級に相当するものについては、次に該当するものに限るものとする。

(ア) 災害等により作柄が著しく不良となり、米穀品位等検査において3等に満たない品位に格付けされた米穀が発生したときは、一定の品位基準等を満たし、主食用に販売されることが販売伝票等により客観的に確認できるもの

(イ) 共同乾燥調製施設等において調製されたもみにあつては、当該施設等に配置された農産物検査員（検査法第17条第2項第1号に規定する者をいう。）による当該ばらもみから生産される玄米の数量及び相当等級の確認が行われ、3等以上の等級に相当すると認められたもの

(2) 麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ

それぞれ「毎年の生産量・品質に基づく交付金における品質区分別生産量の範囲」（別紙5）の1に定める数量を基本とする。

2 確認書類

交付申請書に添付する確認書類は、対象農産物の種類ごとにそれぞれ次に定める書類とする。

(1) 米穀

生産数量目標を確認できる書類及び米穀品位等検査の結果を確認できる書類のほか、

ア 1の(1)のアの(ア)の米穀にあつては、翌年3月31日までに販売し、又は販売を委託して出荷した数量を確認できる書類

イ 1の(1)のアの(イ)の米穀にあつては、

(ア) 対策加入者が販売契約を締結したものについては、販売の相手方と締結した販売契約書の写し、販売伝票の写し等、翌年3月31日までに販売対象とした数量を確認できる書類

(イ) 対策加入者が販売受託者と販売委託契約を締結したものについては、販売受託者と締結した販売委託契約書の写し、販売受託者の販売伝票の写し、販売受託者が対策加入者に対して通知した販売代金精算書の写し等、翌年3月31日までに販売を委託し販売対象とした数量を確認できる書類

(2) 麦、大豆、てん菜及びでん粉原料用ばれいしょ

それぞれ「毎年の生産量・品質に基づく交付金における品質区分別生産量の範囲」（別紙5）の2に定める確認書類と同じものとする。

3 品位等検査等の申請手続

対策加入者は、第6の3の(2)の生産実績数量の把握に当たっては、「毎年の生産量・品質に基づく交付金における品質区分別生産量の範囲」（別紙5）の3に準ずる。

4 米穀の生産調整実施者であることの確認

地方農政事務所長等は、交付申請者が水田作において当年産の米穀の生産を行っている場合は、生産調整実施者（水田農業構造改革対策実施要領（平成16年4月1日付け15生産第8000号農林水産省総合食料局長、生産局長、経営局長通知）第2の米の生産調整実施者をいう。）であることを、当該申請者が属する市町村等を地域とする水田協議会に照会して確認するものとする。

確認の結果、交付申請者が生産調整実施者でなかった場合には、当該交付申請者の米穀の生産実績数量は零として取り扱うものとする。

(別紙 8)

収入減少影響緩和交付金における単位面積当たり標準的収入額等の算出

1 単位面積当たり標準的収入額の算出

単位面積当たり標準的収入額は、前年産以前5カ年産の各年産における10a 当たり収入額（各年産における3の販売価格に各年産における4の単収を対象農産物の種類ごとにそれぞれ乗じて得られる額をいう。以下同じ。）のうち最大のもの及び最小のものを除いたものを合算し、3で除して得られる額とする。

なお、米穀に係る単位面積当たり標準的収入額の算出に当たっては、近年の米穀の作柄や10a 当たり収入額の状況等を踏まえ、当分の間、前年産以前の各年産のうち、次の(ア)及び(イ)に掲げる条件を満たす年度（以下「異常年」という。）をあらかじめ除外した上で、前年産以前5カ年産の各年産における10a 当たり収入額のうち最大のもの及び最少のものを除いたものを合算し、3で除して得られる額とすることができるものとする。

(ア) その年産における10a 当たり収入額が、前年産以前5カ年産の各年産における10a 当たり収入額のうち最大のもの及び最少のものを除いたものを合算し、3で除して得られる額の90%未満であること。

(イ) その年産における都道府県（5により、単位面積当たり標準的収入額等について地域等区分が設定されている場合は、当該単位面積当たり標準的収入額等の区分の属する地域）の作況指数が、80未満であること。

2 当年産単位面積当たり収入額の算出

当年産における10a 当たりの収入額（以下「当年産単位面積当たり収入額」という。）は、当年産における3の販売価格に4の単収を対象農産物の種類ごとにそれぞれ乗じて得られる額とする。

3 販売価格

対象農産物の種類ごとの販売価格は、それぞれ次に定めるものとする。

ただし、5により、単位面積当たり標準的収入額等について地域等区分が設定されている場合は、当該地域等区分ごとに都道府県知事が農林水産大臣に提出する販売価格とする。

(1) 米穀

財団法人全国米穀取引・価格形成センター（以下「コメ価格センター」という。）が定める米穀の売買取引に係る業務規程に定める通年取引、期別取引（平成17年

以前産米の取引にあつては基本取引とする。以下同じ。)若しくは定期注文取引又は特定取引(平成17年以前産米の取引にあつては基本取引に準じる取引とする。以下同じ。)のうち早場米を対象として行う取引(以下「早期米取引」という。)が行われた年産に係る都道府県産の産地品種銘柄のうち、落札数量の多い順の上位3銘柄(通年取引、期別取引若しくは定期注文取引又は早期米取引が行われた都道府県産の産地品種銘柄が2銘柄である場合にあつては、当該2銘柄とする。)について、コメ価格センターが公表した各産地品種銘柄の価格(包装代、消費税等を含んだ価格で公表している場合にあつては、当該包装代、消費税等相当額を除いた価格とする。)を年産を通して入札回ごとの落札数量で加重平均した価格(以下「年産平均価格」という。)を各産地品種銘柄の落札数量で加重平均した価格(通年取引、期別取引若しくは定期注文取引又は早期米取引が行われた都道府県産の産地品種銘柄が1銘柄である場合にあつては、当該1銘柄についての年産平均価格)

(2) 麦

小麦(春期には種する小麦と秋期には種する小麦別)、二条大麦、六条大麦及びはだか麦の別に、社団法人全国米麦改良協会(以下「米麦改良協会」という。)が定める民間流通麦の入札業務規程に基づき入札取引が行われた年産に係る都道府県産の産地品種銘柄のうち、落札数量の多い順の上位3銘柄(入札取引が行われた産地品種銘柄が2銘柄である場合にあつては、当該2銘柄とする。)について、米麦改良協会が公表した各産地品種銘柄の年産平均価格を各産地品種銘柄の落札数量で加重平均した価格(入札取引が行われた産地品種銘柄が1銘柄である場合にあつては、当該1銘柄についての年産平均価格)

(3) 大豆

財団法人日本特産農産物協会(以下「特農協会」という。)が定める大豆の入札取引に係る業務規程に基づき入札取引が行われた年産に係る都道府県産の産地品種銘柄のうち、落札数量の多い順の上位3銘柄(入札取引が行われた産地品種銘柄が2銘柄である場合にあつては、当該2銘柄とする。)について、特農協会が公表した各銘柄の年産平均価格を各産地品種銘柄の落札数量で加重平均した価格(入札取引が行われた産地品種銘柄が1銘柄である場合にあつては、当該1銘柄についての年産平均価格)

(4) てん菜

てん菜白糖の販売価格を収入分配して得られるてん菜の販売価格(新価格調整法第21条第2号に規定するてん菜糖製造事業者とてん菜生産者との約定に基づ

き、各年産のてん菜を原料として製造されるてん菜白糖の販売収入（当該てん菜白糖が主に製造される砂糖年度に適用される新価格調整法第22条第2項第3号に規定する額にてん菜白糖の標準的な販売費用の額を加えた額を基礎として当該約定の定めるところにより算出される額）を分配して得られる価格のうち北海道平均のものに相当する額（14年産から18年産までのてん菜の販売価格にあつては、上記の算出方法に準じ、各年産のてん菜を原料として製造されるてん菜白糖の販売収入を分配して得られる価格に相当する額）

(5) でん粉原料用ばれいしょ

糖化用等交付金交付の対象用途に仕向けられるばれいしょでん粉の販売価格を収入分配して得られるでん粉原料用ばれいしょの販売価格（新価格調整法第35条第2号に規定するばれいしょでん粉製造事業者とでん粉原料用ばれいしょ生産者との約定に基づき、各年産のでん粉原料用ばれいしょを原料として製造されるばれいしょでん粉の販売収入（新価格調整法第36条第2項第3号に規定する額を基礎として当該約定の定めるところにより算出される額）を分配して得られる価格の北海道平均のものに相当する額（14年産から18年産までのでん粉原料用ばれいしょの販売価格にあつては、上記の算出方法に準じ、各年産のでん粉原料用ばれいしょを原料として製造されるばれいしょでん粉の販売収入に相当するものとして算出される額を分配して得られる価格に相当する額）

なお、前年産及び当年産のでん粉原料用ばれいしょの価格にあつては、その算出に用いる新価格調整法第36条第2項第3号に規定する額は、生産した年の翌年6月末までの間に適用される輸入に係るでん粉につき同法第31条第1項第1号の規定により定められる機構の売戻しの価格を基礎とするものとする。

(6) 留意点

(1)から(3)までの落札価格及び落札数量は、前年産及び当年産のものにあつては、それぞれ翌年の3月31日までの取引に係るものを使用するものとする。

また、(1)から(3)までについては、当年産及び前年産以前5カ年産のいずれかに当該都道府県の産地品種銘柄の落札価格及び落札数量がない場合にあつては、当年産及び前年産以前5カ年産の販売価格としては、すべて全産地品種銘柄（(1)にあつては、早期米取引による産地品種銘柄を除く。以下同じ。）の年産平均価格を各産地品種銘柄の落札数量で加重平均した価格（以下「全産地品種銘柄価格」という。）を使用するものとする。

ただし、当年産においてのみ当該都道府県に係る産地品種銘柄の落札価格及び落札数量がない場合は、当該都道府県の産地品種銘柄の前年産の年産平均価格を当該前年産の落札数量で加重平均した価格に、当年産の全産地品種銘柄価格を前

年産の全産地品種銘柄価格で除した数を乗じて得られる価格を使用するものとする。

4 単収

対象農産物の種類ごとの単収は、それぞれ次に定めるものとする。

ただし、5により、単位面積当たり標準的収入額等について地域等区分が設定されている場合は、当該地域等区分ごとに都道府県知事が農林水産大臣に提出する単収とする。

(1) 米穀、麦、大豆及びてん菜

農林水産統計の都道府県ごとの10 a 当たり収量(平成16年産以降の米穀にあつては、当該年産の10月15日における全国及び対策加入者に係る都道府県の作況指数が101以上であるときは、標準単収。小麦にあつては、春期には種する小麦と秋期には種する小麦に区分したもの。)

なお、都道府県ごとの10 a 当たり収量が公表されていない場合にあつては、当該都道府県の属する全国農業地域別の10 a 当たり収量とし、当該全国農業地域別の10 a 当たり収量が公表されていない場合にあつては、全国の10 a 当たり収量とする。

(2) でん粉原料用ばれいしょ

農業災害補償制度に係る北海道のでん粉加工用(一類)の10 a 当たり収量

なお、当年産及び前年産以前5カ年産のいずれかにおいて、都道府県ごとの10 a 当たり収量が公表されていない場合にあつては、当該都道府県の属する全国農業地域別の10 a 当たり収量を使用するものとし、当該全国農業地域別の10 a 当たり収量が公表されていない場合にあつては、全国の10 a 当たり収量を使用するものとする。

5 地域等区分

(1) 地域等区分の設定

単位面積当たり標準的収入額、当年産単位面積当たり収入額及び別紙9の3の共済金相当額(以下「単位面積当たり標準的収入額等」という。)は、原則として都道府県ごとに算出するものとするが、都道府県知事の申請により、都道府県内の地域別並びに対象農産物の種類別及び産地品種銘柄別の区分(以下「地域等区分」という。)を設けることができるものとする。

この場合において、単位面積当たり標準的収入額等に係る地域等区分は、同じものとしなければならないものとする。

また、地域等区分は、原則として変更できないものとし、地域等区分を設定しなかった場合も同様とする。

(2) 地域等区分設定の手続

ア 都道府県知事は、地域等区分の設定を申請又は変更しようとするときは、当年の1月31日までに、「収入減少影響緩和交付金に係る地域等区分申請書」（様式第26号）を地方農政事務所長及び地方農政局長等を経由して農林水産大臣に提出するものとする。

イ 農林水産大臣は、申請のあった地域等区分が、(3)に掲げる要件に該当する場合は、当該地域等区分を設定するものとする。

(3) 地域等区分設定の要件

ア 共通事項

(ア) 当該地域等区分に係る単位面積当たり標準的収入額等の算出に使用するデータのすべてについて、客観性及び透明性が確保されていること

(イ) 単位面積当たり標準的収入額等の算出に使用する対象農産物の種類ごとの販売価格や単収のデータの採り方について、当年産及び前年産以前5カ年産において連続性が確保されていること

(ウ) 都道府県知事が、単位面積当たり標準的収入額等の算出に使用するデータについて、(4)のデータの提出期限までに提出することが確実と認められること

(エ) 当該地域等区分に係る対策加入者の生産実績数量の把握が可能であること

イ 販売価格

原則として、米穀はコメ価格センター、麦は米麦改良協会、大豆は特農協会が公表する産地品種銘柄ごとの落札価格及び落札数量の加重平均価格

ただし、米穀のうち、水稻もち米や醸造用玄米のように、コメ価格センターにおける入札取引が行われていないものにあつては、全国農業協同組合連合会、全国主食集荷協同組合連合会等と販売の相手先との相対取引による販売価格及び販売数量の加重平均価格を3の販売価格の扱いに準じて使用することができるものとする。

なお、3に定めるところにより米穀、麦及び大豆の販売価格を算定する都道府県であつて、当該都道府県の産地品種銘柄の年産平均価格を各銘柄の落札数量で加重平均した価格（以下「都道府県平均落札価格」という。）に代えて地域等区分に応じた販売価格を算定しようとするものは、当年産又は前年産以前5カ年産のいずれかの年産において、災害等を要因として生産量、集荷量及び品質が平年を著しく下回る等のやむを得ない事情により販売価格の算定に必要な産地品種銘柄の落札価格及び落札数量のデータが採れず、その算定が困難と認められる年産があるときは、(4)のデータの提出の際に農林水産大臣

に申請することにより、その年産の販売価格について、都道府県平均落札価格を使用することができるものとする。

ウ 単収

原則として、農林水産統計によるデータ

エ 標準単収

原則として、農業災害補償制度において設定される単位当たり収穫量

(4) 地域等区分データの提出

都道府県知事は、次のア及びイに掲げるデータについて、それぞれ定める期日までに、「収入減少影響緩和交付金に係る地域等区分データ報告書」(様式第27号)により、地方農政事務所長及び地方農政局長等を経由して農林水産大臣に提出するものとする。

ア 単位面積当たり標準的収入額に係るデータ 当年の4月15日

イ 当年産単位面積当たり収入額に係るデータ及び共済金相当額に係るデータ
翌年の4月15日

(別紙 9)

収入減少影響緩和交付金における交付金額の算定

1 当年産生産面積の算出

地方農政事務所長等は、提出された「収入減少影響緩和交付金の交付申請書」(様式第10号)に記載された対象農産物の種類ごとの生産実績数量を確認し、当該数量を対象農産物の種類ごとの当年産の単収で除して得た面積を当年産における当該交付申請者ごとの対象農産物の生産面積(以下「当年産生産面積」という。)として算出するものとする。

2 交付金額の算定

地方農政事務所長等は、次の(1)から(3)までにより当該交付申請者ごとの交付金額を計算するものとする。

なお、この場合において、交付金額の計算については、当該交付申請者が、

ア 認定農業者又は特定農業団体であるときは、計画認定市町村

イ 集落営農組織(特定農業団体を除く。)であるときは、集積対象市町村が属する地域に設定された単位面積当たり標準的収入額等を適用するものとする。

(1) 標準的収入額

交付申請者ごとの標準的な収入の額(以下「標準的収入額」という。)は、対象農産物の種類ごとに次の算式により算出された額を合算した額とする。

$$\text{単位面積当たり標準的収入額} \times \text{当年産生産面積}$$

(2) 当年産収入額

交付申請者ごとの当年産の収入の額(以下「当年産収入額」という。)は、対象農産物の種類ごとに次の算式により算出された額を合算した額とする。

$$\text{当年産単位面積当たり収入額} \times \text{当年産生産面積}$$

(3) 交付金額

交付申請者ごとの収入減少影響緩和交付金の交付金額は、次の算式により算出された金額とする。ただし、当該交付申請者ごとの積立金の全額の3倍に相当す

る額を上限とする。

$$\left((\text{標準的収入額} - \text{当年産収入額}) \times 0.9 - \text{共済金相当額}^{(\text{注})} \right) \times 0.75$$

(注) 共済金相当額が算定される場合には、共済金相当額を控除する。

3 共済金相当額

(1) 共済金相当額を控除する場合

災害等により収量の減少があった場合に支払われる農業災害補償制度における共済金と収入減少影響緩和交付金が重複して補てんされることを回避するため、当年産において、対象農産物の種類ごとに、単収を当該年産の標準的な10a当たりの収量（以下「標準単収」という。）で除して得られる割合が、当該対象農産物の種類ごとの9割を下回った場合は、農業災害補償制度が発動したとみなし、共済金相当額を控除することとする。

(2) 共済金相当額の算出

交付申請者ごとの共済金相当額は、(1)に該当する対象農産物であって、その種類ごとに次の算式により算出された額を合算した額とする。

$$\text{単位面積当たり共済金相当額}^{(\text{注})} \times \text{当年産生産面積}$$

(注) 単位面積当たり共済金相当額 = (標準単収 × 9割 - 単収) × 数量当たりの価額

ア 単収

単収は、それぞれ「収入減少影響緩和交付金における単位面積当たり標準的収入額等の算出」（別紙8）の4に定める単収と同じ。

イ 標準単収

標準単収は、それぞれ次に定めるものとする。

なお、麦又は大豆について都道府県ごとの10a当たり収量が公表されていない場合の当該都道府県ごとの標準単収は、当該都道府県の属する全国農業地域の標準単収を当該都道府県ごとの前年産の作付面積の加重平均により算出された単位当たり収穫量とする。

また、この場合において、全国の10a当たり収量を使用するときは、同様の手法により算出された全国の単位当たり収穫量とする。

ただし、「収入減少影響緩和交付金における単位面積当たり標準的収入額等の算出」（別紙8）の5により、単位面積当たり標準的収入額等について地域等区分が設定されている場合は、当該地域等区分ごとに都道府県知事が農林水産大

臣に提出する標準単収とする。

(7) 米穀

農林水産統計の都道府県ごとの10 a 当たり平年収量

(イ) 麦

農作物共済引受要綱第2章第2節第1の4の規定に基づき農林水産省経営局長が都道府県ごとに通知する単位当たり収穫量（小麦にあっては、春期には種する小麦と秋期には種する小麦に区分したもの）

(ウ) 大豆及びてん菜

畑作物共済引受要綱第2章第3節第3の1の規定に基づき農林水産省経営局長が都道府県ごとに通知する単位当たり収穫量

(エ) でん粉原料用ばれいしょ

畑作物共済引受要綱第2章第3節第3の4の規定に基づき北海道知事が農林水産省経営局長に報告する単位当たり収穫量

ウ 数量当たりの価額

対象農産物の種類ごとの数量当たりの価額は、当年に生産された年産に係るものとし、それぞれ次に定めるものとする。

(7) 米穀

農災法第106条第2項の規定により、農林水産大臣が定める水稻の1 kg 当たり共済金額における都道府県ごとの最高額

(イ) 麦

農災法第106条第2項の規定により、農林水産大臣が定める麦（ビールの用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るもの及び種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものを除く。）の1 kg 当たり共済金額（法第5条第1項の規定に基づき法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者で法第2条第2項各号に掲げる要件に該当するものが耕作の業務を営む耕地に係るものに適用する金額を除く。）における都道府県ごとの最高額（小麦にあっては、春期には種する小麦と秋期には種する小麦に区分したもの）

(ウ) 大豆、てん菜及びでん粉原料用ばれいしょ

農災法第120条の14第2項の規定により、大豆については10kgを単位として、また、てん菜及びでん粉原料用ばれいしょについては1,000kgを単位として、農林水産大臣が定める共済金額（法第5条第1項の規定に基づき法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者で法第2条第2項各号に掲げる要件に該当するものが耕作の業務を営む耕地に係るものに適用する金額を除く。）における都道府県ごとの最高額をそれぞれ1 kg 当たりのものとして換算した額

4 共済金相当額の調整

3により対象農産物の種類ごとに共済金相当額を算出する場合において、次に定める場合に該当するときは、それぞれの場合に対応する額を単位面積当たり共済金相当額とみなすものとする。

- (1) 単位面積当たり共済金相当額が、単位面積当たり標準的収入額から当年産単位面積当たり収入額を控除して得られる額の9割の額を上回る場合にあっては、当該9割の額
- (2) 当年産単位面積当たり収入額が単位面積当たり標準的収入額を上回る場合にあっては、零

(別紙10)

収入減少影響緩和交付金における積立金管理者

1 積立金管理者の指定

- (1) 農林水産大臣は、収入減少影響緩和交付金に係る積立金を適切に管理することができるものと認められるものとして、都道府県知事の意見を聴いて、都道府県ごとに積立金管理者を指定するものとする。
- (2) 積立金管理者の指定を受けようとする者は、「収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理者指定申請書」(様式第28号)に、定款又は規約の写しを添付し、地方農政事務所長及び地方農政局長等を経由して農林水産大臣に申請するものとし、農林水産大臣は、その内容が適当と認められる場合は、当該申請者に対しその旨を通知するものとする。
- (3) (2)の通知を受けた指定申請者は、定款又は規約において、収入減少影響緩和交付金に係る積立金の管理を行う旨を定め、当該定款又は規約の写し、預金口座及び事務取扱責任者について「収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理者報告書」(様式第29号)により、速やかに、地方農政事務所長及び地方農政局長等を経由して農林水産大臣に報告するものとする。
- (4) (3)の報告をした者は、当該報告に係る事項について変更が生じた場合は、速やかに、「収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理者報告書変更届」(様式第30号)により、地方農政事務所長及び地方農政局長等を経由して農林水産大臣に報告するものとする。

2 積立金管理者の要件

積立金管理者の要件は、次に掲げるものとする。

- (1) 都道府県内のすべての対策加入者に係る積立金の適切な管理が可能な公正かつ中立な組織
- (2) 組織の定款又は規約が定められ、恒常的に存続することが確実と見込まれること
- (3) 地方農政事務所長等の指示に基づき積立金を管理し、収入減少影響緩和交付金に係る事務を円滑に行うことが確実と見込まれること
- (4) 国又は地方公共団体が実施する担い手施策等の農業施策と密接な関係を有する

組織

3 積立金管理者の業務

積立金管理者の業務は、次に定めるものとする。

- (1) 積立金を適切に管理するための決済用預金（預金保険法（昭和46年法律第43号）第51条の2第1項に規定する決済用預金をいう。）又は決済用貯金（農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）第51条の2第1項に規定する決済用貯金をいう。）の口座を開設すること
- (2) (1)の口座に係る帳簿の整備を行うこと
- (3) 地方農政事務所長等が積立金を積み立てている者の当該積立金の額を地方農政事務所長等に対して報告するよう指示をした場合には、当該指示に従って報告すること
- (4) 地方農政事務所長等が積立金を積み立てている者に対して当該積立金を返納するよう指示をした場合には、当該指示に従って返納すること
- (5) 毎年3月31日までに、「収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理状況報告書」（様式第31号）により、積立金の管理の状況を地方農政事務所長及び地方農政局長等を経由して農林水産大臣に報告すること
- (6) その他積立金の適切な管理に必要な事項を実施すること
具体的には、「収入減少影響緩和交付金に係る積立金残高報告書」（様式第32号）により、(1)の口座の毎月末の残高を地方農政事務所長等に報告し、確認を受けるものとする。